

「新埼玉県立図書館基本計画（案）」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和8年3月11日（水）～令和8年4月10日（金）

2 意見の提出者数及び意見件数

提出者数：44者（個人43／団体1）

意見件数：124件

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送	0	0
F A X	3	4
電子メール	41	120
その他	0	0
合計	44	124

3 意見の反映状況

区分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	2
B 既に案で対応済みなもの	10
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの	62
D 意見を反映できなかったもの	45
E その他	5
合計	124

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
1	<p>時代に合わせたオンライン化、デジタル化を推進していかなければならない事情はわかりますが、やはりレファレンスのやりとりは司書（血の通っている人間）に直接相談したいです。例えば、子どもがうろ覚えのタイトルで検索をかけて、児童書（絵本）を優しい声掛けと共に利用者のお子さんに渡すことはAIには難しいと思います。</p> <p>時代がどんどんデジタル化に変化していく中でこそ、子どもたちには豊富な知識を持った児童専門の司書がいるカウンターが必要です。これから生きる子どもたちに、より多くの本当の触れ合いが届けられる事を切に祈っています。</p>	<p>・レファレンスサービスはオンラインで実施するほか、北部地域振興交流拠点A棟においてレファレンスサービスを専用カウンターで実施します。</p>	B
2	<p>また、久喜県立図書館内にある蔵書を熊谷図書館に一まとめにしてしまうのは無理があると思います。古いとはいえ、古い建物だからこそ久喜県立図書館内の書庫管理は素晴らしく、価値があるものだと思います。この図書館を完全に無くしてしまうことは大反対です。久喜県立図書館の建物と、児童書専門の司書の存続を望みます！ ！ご担当の皆様、もう一度存続の方向でお願いいたします。</p>	<p>・現在の県立図書館は施設の老朽化や効率的な資料提供のほか、県全体へのサービス提供という点において課題があるため、既存の施設を集約するものです。</p>	D
3	<p>「地域資料のデジタル化を進めるとともに、ポーンデジタル資料を積極的に収集し、より多くの資料をデジタルアーカイブ上で公開」はとても良い取り組みなので、ぜひ推進してください。</p>	<p>・デジタルアーカイブ上で公開できる資料の充実に努めてまいります。</p>	B
4	<p>「バーチャル空間に生成した本棚を見ながら本を探すことができるブラウジング機能」機能は実際に導入している他自治体のものを見ましたが、初見の見目はよいが、本を探すうえで機能的ではなく、おもちゃのようで2回目以降に再び使おうという気にならないものです。システムベンダーが推しているものかとは思いますが、こういう部分に予算や労力を注力するのならば、デジタルのコンテンツそのものの充実に注力していただきたいと思います。</p> <p>「電子書籍サービスについては、市町村立図書館にはない専門性の高い図書等を提供するとともに、音声読み上げに対応した電子書籍やオーディオブックを導入」については、他県のように専門書やオーディオブックを扱うサービスを導入してほしいと思います。また市町村立図書館で導入が少ない電子雑誌サービスの導入もご検討ください。</p>	<p>・ブラウジング機能や電子書籍サービスに関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
5	<p>県南部の西武沿線にいと熊谷や久喜に行くことは困難で、県立図書館の恩恵にほぼ与れないのでデジタルサービスの充実を期待します。</p>	<p>・新県立図書館では、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスを中心に据えることで、「来館しなくても県民誰もがサービスを楽しめる図書館」の実現を目指してまいります。</p>	B
6	<p>日頃、相互貸借で、充実した図書館資料を利用させていただき助かっております。</p> <p>新埼玉県立図書館基本計画（案）について意見があり、メールいたしました。</p> <p>まず、立地が熊谷では北すぎます。どうしても来館しなければいけない資料を提供する場なら、埼玉県交通の中心地、大宮駅から徒歩かせめてバスで行ける場所にすべきと思います。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものを基本としています。また、新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。</p>	D
7	<p>あと、県立図書館移転とは別に、県立レベルの電子図書館提供はすぐにも取り掛かって欲しいです。他県でもすでに開始されました。市町村立のラインナップとは違う、より高度なレファレンス資料類の提供を希望します。</p>	<p>・電子書籍サービスに関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
8	<p>他都道府県立図書館とのネットワークを充実し、デジタルライブラリーの相互利用を可能とするなど、県域を超えたより広い視点で利便性を向上して欲しい。これにより他都道府県の地域資料にアクセスできるようになり、図書館の価値向上に繋がると思います。</p>	<p>・県立図書館の役割を踏まえた運営を行いますが、国立国会図書館が運営するジャパンサーチ等の検索サービスとも連携し、県民が多くの資料を活用できる環境の整備に努めてまいります。</p>	B

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
9	デジタル技術の活用による利便性向上と、近隣住民（子供、高齢者を含む）との人間的交流を両輪とするのが望ましい。住民との直接的触れ合いの無い図書館は発展し得ないのではなからうか。	・「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」の実現に向け、オンラインの講演会等を実施し、どこからでも参加できる学びの機会を提供するとともに、対面での講演会等は北部地域振興交流拠点A棟で実施します。	B
10	・新図書館の場所 県庁所在地さいたま市にしてほしい。他県は県庁所在地がほとんど。浦和が閉館して県立図書館が遠くなって行くのに大変。新しくするなら、さいたま市（県庁付近や新都心にしてほしい） 図書館はデジタル化も大事だが、駅から近く（徒歩10分以内）、県民が行きやすい場所にあり、実際に訪れて本に触れることも大事。	・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。	D
11	・小さい市の図書館/学校図書館支援 新刊購入検討のため、アクセスできる情報だけでなく、現物の本を見て決めたいと思う司書は多いはず。久喜図書館でやっている予約制で新刊が見られる棚見学をもっと発展させ、見計らいで新刊（2か月間）がすべて見られるスペースを確保し、複数の司書・または新刊を研究している団体が意見交換しながら、購入に役立つ新刊情報を得られる場がほしい。 市の図書館では購入していない本や、購入漏れしている本も県は充実しているので、助かっているが、とにかく遠くに行くのが大変。	・県内図書館サービス全体の充実に資する取組は必要と考えています。御提案の取組については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
12	「電子書籍導入自治体数の推移」のグラフでは、「県内市町村立図書館の電子書籍貸出サービスの導入状況は」としているにも関わらず、女性教育会館や保健医療科学院をカウントしているのではないかと。また、グラフにはR5,R6年度の記載がなく、それを示唆する記号もない。電子書籍導入館は年々増加しているのだと見せかける意図を感じる。実際にはここ数年は頭打ちで、他県の図書館では電子書籍事業から撤退する動きもあるにもかかわらず、虚飾した数値で計上している。	・「電子書籍導入自治体数の推移」のグラフには、女性教育会館や保健医療科学院はカウントしておりません。また、R5、R6年度を記載したグラフに修正しました。	A
13	「電子書籍の利用率の上昇」があるが、このアンケートは漫画を含む回答である。電子書籍の利用の9割近くはコミックであることを鑑みるに、このアンケート結果は「図書館を取り巻くデジタル環境の変化」にそぐわず、誤解を呼ぶと思われる。	・「電子書籍の利用率の上昇」に関する表は、社会一般での電子書籍の利用率を示した資料として掲載しておりません。	D
14	14ページの図「パスファインダー」について、「パスファインダー」は「調べ方案内」のことであるから、「埼玉に関するパスファインダー 埼玉に関する調べものをする際に…」という説明になるはず。	・御意見を踏まえ、図のタイトルを「埼玉に関するパスファインダー」に修正しました。	A
15	16ページ「利用者の希望に応じて、借りた本の履歴を基に同じ著者の本や関連する本を自動的に紹介してくれるレコメンデーション」とあるが、利用者の希望に応じたとしても借りた本の履歴を図書館が保存しておくのは法的にも倫理的にも問題があるのではないかと。	・レコメンデーション機能に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
16	23ページに、A棟の施設には「貸出不可資料」とのみあるが、貸出可能な一般資料の書庫が離れた場所にあるならば、閲覧室は書庫に設けないと意味がない。まさか研究が資料の取り寄せ（タイトルから判別でき、事前に準備できる）のみで対応できるとしているわけではないだろうが、埼玉県は研究に重きを置いていないということか。	・「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」の実現に向け、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
17	<p>「機能① 埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能」に関して以下の観点で反映されることを望む。</p> <p>県内唯一の戦災都市たる熊谷の記憶、記録の継承</p> <p>去る2025年は戦後80年という大きな節目であり、現下、体験者から直に話を聞ける「最後の10年」と言われている。戦争体験の風化が加速する中、県内で唯一の戦災都市たる熊谷の戦争の記憶、記録をどのように後世へ継承していくかは喫緊の課題と考える。以上の背景と課題に基づき、無形と有形各々の資産に分けて、継承のあり方を整理する。国内外の潮流にも触れて、新埼玉県立図書館基本計画（案）に対する意見とする。</p> <p>無形の資産（記憶、体験の口承）</p> <p>戦争体験者の高齢化が進展し、これまでの「対面による講話」は限界を迎えている。</p> <p>継承のあり方</p> <p>1)「継承者」の育成</p> <p>体験者本人ではなく、その思いを受け継いだ家族やボランティアが語る「家族伝承者」「交流伝承者」の仕組みを標準化する。</p> <p>2)デジタル・ストーリーテリング</p> <p>生成AI、VR等の活用。例えば、米国等では生存者の証言をAI化し、対話形式で質問に答えるアーカイブ化が進んでいる。</p> <p>有形の資産（文書・写真・物品等）</p> <p>物理的な資料は、偽情報などの流布を防ぐ「証拠」としての重要性が高まっている。</p> <p>継承のあり方</p> <p>1)デジタルアーカイブのオープン化</p> <p>物理的劣化を防ぐためのデジタル化はもとより、それをクリエイティブ・コモンズなどで一般公開し、若年層がSNSや創作活動で活用できる「動く資料」にする。散逸しがちな個人所蔵資料の積極的な受け皿となる。（デジタル上の寄贈受付など）</p> <p>2)文脈の保存</p> <p>物品そのものだけでなく、「誰が、どのような状況で、どんな思いで持っていたか」という個人の物語（ナラティブ）とセットで保存する。</p> <p>グローバルな潮流と公的機関の新たな役割</p> <p>世界の潮流は「展示」から市民と共に考える「対話の場」へ拡張している。</p> <p>平和構築の拠点（Peace Education）</p> <p>資料館や図書館は、単に過去を伝える場所ではなく、現在の紛争や人権問題を考えるための「教育・議論のプラットフォーム」としての役割が重視されている。</p> <p>コミュニティ・アーカイブ</p> <p>専門家だけでなく、市民が自らの地域の歴史を記録・編集する活動を、図書館などが技術的・専門的に支援する「ボトムアップ型の継承」が目ざされている。（せんだいメディアテークによる東日本大震災による被災地の復興記録など）</p> <p>結論</p> <p>県立図書館がいま新たに熊谷市へ拠点を設ける意義のひとつとして、戦災都市熊谷の記憶、記録の後世への継承があると考え。戦後80年以降の継承において、図書館は従来意義の「資料の倉庫」に留まらず、「過去の証拠」を「未来の対話」へと変換する触媒（カタリスト）なるべきではないか。</p> <p>埼玉県によるデジタル化推進の方針に基づき、AI・VR等テクノロジーを活用して、若年層が戦争を「自分事」へ引き寄せて捉えられる仕組みの整備を望む。</p> <p>以上</p>	<p>・「埼玉ゆかりの地域資料の収集・提供・保存機能」に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
18	<p>熊谷図書館・久喜図書館の老朽化の現状が、新しい価値やデジタル化を妨げているとは思いますが。2館を統合することで不便さが解消し、効率的により良いサービスを提供できる側面は確かにあるでしょう。しかし基本計画案を読む限り、現在のサービスについて、継続すべき事業についての評価がなされていないと感じます。特に児童サービスは、バリアフリー化やデジタルサービスを充実させると同時に、対面の価値を再認識し発信することこそ県立図書館の役割ではないでしょうか。他県や海外の取り組みを鑑みても、人的サービスを重要項目のひとつとして計画案に盛り込んで欲しいと思います。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
19	<p>熊谷での新計画案には対面サービスを受けられる館を駅の近くに設けるようですが、県北1か所では県民全体の利益に繋がるとは考えにくいです。市町村立図書館での窓口受け渡しは利便性こそありますが、県内均一のレファレンスサービスを受けられる環境にあるとは思えません。指定管理下の図書館も多く、県として良い人材確保と育成ができるのか疑問です。特に子ども読書支援活動において、久喜図書館で育んできた人的サービスが簡単に移行できるとお考えなのか、そのあたりの具体案を示して頂きたいと思います。</p>	<p>・レファレンスサービスはオンラインで実施するほか、北部地域振興交流拠点A棟においてレファレンスサービスを専用カウンターで実施し、県全体でレファレンスサービスが提供できる仕組みを構築してまいります。また、児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	D
20	<p>交流機能としての機能は十分ですか？ 利用者が実際に足を運べるスペースが、カウンターと郷土資料のみという現状について、以下の懸念があります。 熊谷駅から徒歩10分という立地にありながら、専門的な郷土資料しか見られない場所を、多くの県民が「図書館」として活用できるでしょうか？ 滞在型の閲覧スペースがほとんどない設計は、地域の知の拠点としての役割を放棄することになりませんか？</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。交流機能については、県立図書館の役割も踏まえた上で、「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」の実現に向け、オンラインで実施するほか、対面による学びや交流の機会を提供してまいります。</p>	D
21	<p>「デジタル図書館」は本当に万能でしょうか？ 技術的限界：現状の電子書籍にはライセンスやラインナップの制約が多々ありますが、それを運営の「柱」に据えるのは時期尚早ではないでしょうか。 資料の本質：そもそも「紙の資料」と「デジタルデータ」は価値が異なるものです。デジタルを「資料の一部」ではなく「すべて」のように扱うことで、図書館としての深みが失われませんか？</p>	<p>・電子書籍サービスに関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
22	<p>窓口と書庫が物理的に1キロも離れている運用について、以下の点に無理はないでしょうか。 県民が直接本を見て選ぶことができず、予約して届くのを待つだけの場所は、果たして「開かれた図書館」と言えるでしょうか。 書庫が「事務的なスペース」として独立し、県民から切り離されてしまうことで、県立図書館としての対面でのレファレンスや即時性が低下する恐れはありませんか？</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。なお、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。</p>	D
23	<p>図書館でボランティアをしているものです。新図書館の計画案を拝読し、児童サービスについての記述がほとんどないことにショックをうけております。子どもは字が読めるようになるだけでは、ほんとうの意味で読書を楽しめるようにはなりません。幼いうちに耳からたくさん言葉を聞かせてもらい、自分の中に言葉とイメージの蓄積がかなりできてはじめて、スムーズに読むことを楽しめるようになるのです。これは以前から子どもの発達を研究する学者の方たち、また児童文学界や子ども図書館界をリードしてこられた方たちの共通認識です。読書好きの人は、自分は覚えていなくても大抵、子ども時代に身近な大人からいっぱい読んでもらったり、語ってもらったりしているのです。電子機器を通してではなく、生の声で。そして子どもが読書に親しんでいく課程では、児童文学の知識などを豊富に持っている大人の助けがあるかないかで、その読書の広がりや質に格段の差がついてしまいます。これまでは県立図書館がそうした「児童サービス」の担い手の教育と育成を担って来ていました。プロの司書も、ボランティアも、県立図書館に集まって学んでいたのです。どうか新県立図書館におきましても子ども専用の部門もしくは、独立した子ども図書館を作っていただきますようお願いする次第です。埼玉の未来の子どものためにも、子育て支援の観点からも、何卒ご検討ください。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
24	<p>新しい計画案では、デジタルを含めた遠隔サービスが重要視されていますが、県立図書館の直接サービスする機能はどうなるのでしょうか。 例えば、児童サービスが無くなってしまうのはとても残念です。おはなし会などの企画はなくなってしまうのでしょうか。</p>	<p>・現在実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することによる提供のほか、北部地域振興交流拠点A棟での対面サービス、市町村立図書館での出前講座等により、県内全域でのサービスの向上を図ってまいります。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
25	<p>県立図書館は市町村や学校の図書館に対して、指導や支援をする立場ではありませんか。</p> <p>私は学校で働いていますが、肢体不自由で重複する障害のあるお子さんには、紙の絵本だけでなく布の絵本が教材・教具としてとても有効です。今までボランティアの方が作成して下さった物をお借りして使わせて頂いておりました。</p> <p>児童サービスは対面で行わなければ充実したものにはならないと思います。絵本の読み聞かせやおはなし会、パネルシアターなどボランティアの方にお願ひするにしても、できる方を養成したり支援したりする必要があるでしょう。</p> <p>児童サービスを続けて頂けるよう、お願いいたします。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。また、障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。</p>	C
26	<p>県立久喜図書館児童室があったことで、私が、子育て中の子どもの読書だけでなく、子どもが成長したあとも、ボランティアとして、地域の学校司書不在の小・中学校での読み聞かせや学校図書館の整備、本に関わる活動が続けられているのは、県立久喜図書館でのボランティア活動があるからです。児童室の司書さんとのやり取りがあるからです。</p> <p>子どもと本に関わって、本当にありがたい人生だと思っています。</p> <p>熊谷で作られる図書館は、倉庫です。児童サービスはどうなるのでしょうか？県立図書館に今まで蓄積された人材、知識はどうなるのでしょうか？資料を拝見しても全くわかりません。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
27	<p>県立図書館が担っている県内の市町村図書館の児童サービス担当への研修はどうなるのでしょうか？</p> <p>まさか、オンラインでしょうか？</p> <p>埼玉県を良くしようと目的で働いている人たちが集まらなくなるなんて。</p> <p>今は、市町村図書館は指定管理にされて、少ない予算で、研修にお金をかける余裕がないところばかりです。</p> <p>文科省の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に県立図書館は反することになるのではないのでしょうか？非来館型の図書館で児童サービスができるのでしょうか？</p> <p>一般の図書館と児童の図書館を同レベルでお考えなのが、とても理解できません。</p> <p>未来の子どもたちも、たくさんある本棚から、本を手にとって選び、人と人が集うおはなし会も楽しめる、来館型の児童図書館を強く切望します。</p> <p>「埼玉県」で、やってください。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>・県内市町村図書館の職員等への研修については、オンラインや動画配信を活用しつつ、資料の補修などの実演を伴う内容の研修については、実地で行うことや県立図書館職員が市町村立図書館を訪問し研修することも検討しております。また、児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
28	<p>【意見の要旨】 埼玉県立図書館（特に久喜図書館）の集約化・縮小方針に強く反対します。県立図書館は、市町村立図書館ではカバーしきれない「高度な専門性」「障害者支援」「全県的な資料供給」を担う、県民にとって代えがたい「知のセーフティネット」です。以下の実体験に基づき、現状の機能を維持・発展させることを強く要望します。</p> <p>【理由1：障害児の学びを支える「情報アクセスの拠点」としての役割】 私の子供が小学生の時、今から4年前です。学校へは行けなくなり、LD（学習障害）があることが分かった際、何から手をつければよいかわからず途方に暮れていました。 色々探す中で、県立久喜図書館のバリアフリー読書推進担当には、「デイジー教科書」を直接触れて見せてくれるという情報にたどり着き、実際に足を運んだことで道が開けました。そこで頂いた「デイジー教科書のパンフレット」や、県立図書館発行の「バリアフリー読書のためのサポートガイド」は、学校や先生、教育委員会、議員の方々へ具体的に支援を求める際の大きな力となりました。このような専門的かつ公的な裏付けを持つ資料と、それを直接手に取れる場所は、困難を抱える親子にとって「灯台」のような存在です。サピエ図書館に登録してもらったことも、この図書館があったおかげです。そこから、読み上げがあれば読むのが大変な本であっても、読書感想文が出来ること。中学校の定期テストや埼玉県の北辰テストも読み上げがあれば挑戦出来る、この方法なら出来ると自信が付きました。</p> <p>【理由2：子どもの探究心を育む「専門資料」と「司書の専門性」】 娘が小学生の時、動物の体について自由研究のテーマを持ちました。動物園の飼育員の方々にインタビューをさせてもらったり、図や説明の詳しいことについては図書館で調べてみるのもいいと思い、他の公立図書館にも探しに行きましたが求めているものは無く、司書さんからは「県立図書館なら資料が多い」と勧められ、久喜図書館を利用しました。語彙の少ない娘の拙い説明から、久喜図書館の司書の方は的確に専門資料を探し出してくださいました。望んでいた本を目の前にした時の娘のキラキラした目は忘れられません。資料をコピーして研究に活用するアドバイスもいただき、娘は自信を持って研究を完成させ、そこから本も動物も大好きになりました。デジタル化や集約化が進んでも、司書の方の対面での導きや、偶然の発見を促す豊富な書庫の代わりにはなりません。</p> <p>【理由3：地域格差を埋める「相互貸借ネットワーク」の維持】 私は地元の公立図書館を利用していますが、自己理解の為に絵本や心理学の絵本、発達障害やLDに関する書籍、心理検査を学ぶ専門書などをリクエストすると、その多くが県立久喜図書館から届きます。 これは、市町村立図書館では予算的に揃えにくい専門書を県立が網羅し、県内どこに住んでいてもその恩恵を受けられる「相互貸借」の仕組みが機能している証拠です。拠点が集約・縮小されれば、こうした物流や蔵書の多様性が失われ、結果として全県的な教育・文化水準の低下を招くことを危惧します。</p> <p>効率性やコスト削減を優先するあまり、一度失えば取り戻すことのできない「県民の学びの質」を軽視しないでください。将来の埼玉県を担う子どもたちのために、そして困難を抱える県民のために、現在の拠点を維持し、より充実した活用策を検討することを切に願います。</p>	<p>・新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえ、上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。</p>	D
29	<p>オンライン／対面、並行して交流や学びの場を創出すると解釈しました。せっかく空間があるので対面の機会を増やしてほしいと個人的には思いましたが、オンライン／対面の比率はどれぐらいを想定しているのでしょうか。</p>	<p>・新図書館ではデジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスを中心としていますが、オンラインと対面の比率については、北部地域振興交流拠点A棟の具体的な設計等も踏まえ検討してまいります。</p>	C
30	<p>ワークショップや講演単体で来訪する人は、感度の高い人に限られるのではないかと推察します。日ごろから県民の来館を促す施策もご検討いただきたいです。</p>	<p>・ワークショップや講演会について多くの方々に興味を持ち、御参加いただけるよう、効果的な施策を研究してまいります。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
31	<p>県立図書館にある児童書は、市立図書館とはまた違ったいい本がたくさんあります。その本を直接子ども達に手渡すことのできる窓口がなくなるのは子どもの権利をなくすことになる。子ども達がもっと本に親しめるような施策を考えてもらいたい。</p>	<p>・県立図書館の貸出し可能な図書は、引き続き最寄りの市町村立図書館等で受け取れるようにします。また、児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、市町村立図書館等への出前講座など引き続き取り組んでまいります。</p>	C
32	<p>長年、新県立図書館建設を願ってきた県民に、切迫した財政状況や土地確保の困難さのために、「デジタル技術」を最大限活用した（その重要性は十分理解していますが）サービスのみを一方向的に押し付け、「本」の持つ歴史的文化的財産に直接触れる機会を失わせることに大きな危機を感じます。市町村図書館への貸出やデジタルライブラリーのブラウジング機能（具体的イメージもわかず、今の検索機能との違いもよく分かりませんが）を実施しても将来に禍根を残すと思います。市民の中に、本の良さや、図書館のありがたさを感じた人が一定数いてこそ、図書館を存続させることができるのです。市町村図書館にはない、たくさんの資料に囲まれて、ゆったりと本を読む空間を県民に提供してこそ、図書館の未来が開けると思います。閲覧サービスの継続を切望します。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。閲覧サービスに関する御意見については、県立図書館の役割も踏まえた上で、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
33	<p>上記のことに合わせて、特に心配なのは、児童サービスが今後どうなるかという点です。今回の計画（案）には、これまで実施してきたことも書いてありますので、書いてないことは実施しないということだと思います。そうだとすると「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」に違反していないでしょうか？ 計画の基本方針では「不読率の低減」をあげ、「乳幼児期からの読書習慣の形成とともに、主体的に読書に関心や興味を持てるよう、家庭、地域、学校等において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発や広報、読書に親しむための推進体制の整備を行います。」とありますが、県立図書館もこの整備推進の一助を担わなくてよいのですか？ 現在子ども図書室・子ども読書支援センターでは、直接サービスのほかに、県内への読み聞かせの講師派遣やブックリストの作成等幅広い取り組みをしています。計画（案）の18ページに「学校における読書・学習活動の充実に向けた支援」をあげていますが、子どもが本と接する場は学校だけではありません。学齢前の子や不登校の児童生徒もいるし、或いは学業とは離れた自由な読書の面白さを伝えるのも図書館の大切な機能の一つでしょう。また、子どもと直接接したことのない司書が、「学校司書や司書教諭からの相談への対応」や「調べ学習や探究的な学びに資する資料・情報の提供や活用支援」が出来るでしょうか。直接子どもと接し、本を紹介したり、本の話をしたり、読み聞かせやストーリーテリングをしてこそ、初めて何歳くらいの子どもがどんなお話を喜ぶか、どんなことに興味を持つか、理解力は？、どんなイベントを実施したら効果があるかなどと言ったことがわかってきます。大勢の子どもでなくても来館した1人、1人の子どもと丁寧に接することにより、知識や技術が身に付きます。そしてそのような体験の積み重ねから、子どもにとって本の持つ大きな意味を確信するに至ります。これまで県立図書館の児童サービスを担当した司書は皆そのようにして経験を重ねてきて、その力を持って市町村図書館の研修支援をしてきたではありませんか？ 市町村図書館の中には、責任を持って児童サービスを担っている正規職員が少なくなり、或いはなくなり、委託職員や会計年度職員によって担われていることが多くなっています。質の高いサービスの継続がさらに難しくなっている現状では、唯一の導き手が県立図書館の職員とも言えます。その職員から翼をまき取るようなことをしては、埼玉県の子どもたちの読書の未来は暗澹たるものです。これまでのような直接サービスの場を存続させ、県内の図書館や学校図書館など、子ども読書推進のための取り組みの継続、充実を希望します。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
34	<p>「新埼玉県立図書館基本計画（案）」では、地域資料以外は開架書架・閲覧席で利用することができないように見受けられる。しかし、地域資料以外においても開架書架・閲覧席などのリアルな場が無くては、都道府県立図書館として必要な調査・研究のための機能を果たすことや、利用者が偶然の閃きや新たな発見といったことを得ることができないのではないかとと思われる。「新埼玉県立図書館基本構想」もこのことを否定はしていないはずで、地域資料以外において開架書架・閲覧席を設置しない理由を見出すことができない。基本構想と基本計画の内容が乖離しているように思われる。</p> <p>基本構想への県民コメントにも「直接サービスを実施しない、あるいは大幅に縮小するのであれば、明示すべき。直接サービスも実施することを期待する」という旨の意見（コメントNo.37）があったが、これに対しても「今回お示した4つの機能は、重点化する主な機能を記載したものであり、これ以外の機能やサービスを縮小するものではありません。」との回答をされており、このことも矛盾しているように感じられる。もし、地域資料以外のブラウジングができない形になるのであれば、現在ある蔵書はどう活用するのかなど、利用者の利用方法の想定を示していただく必要もある。デジタルシフトも当然必要であるが、これまでに収集した冊子体の書籍も蔵書として存在し、今後も収集が続くはずである。これを利用者が直接利用することもできるように、書庫棟（熊谷地方庁舎A駐車場）にも開架書架や閲覧席を設けていただきたい。</p>	<p>・新県立図書館は、基本構想を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。</p>	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
35	「資料搬送の拠点としての流通支援」および「学校における読書・学習活動の充実に向けた支援」として、県内の各学校にも直接搬送を行っていただきたい。	・県内の各学校への直接搬送については、ルートの設定が複雑になりすぎることや搬送車を出す回数が非常に多くなることから、直接搬送するのは困難と考えております。	D
36	開架書架の存在やお客様への対応を通じて司書職員が修得できていたノウハウがあるはずであるが、この基本計画では地域資料以外ではその現場を失うことになる。現場で得ていたノウハウを、今後どのように育成していくか、方策を示していただきたい。	・新県立図書館ではレファレンスサービスなどの直接サービスを引き続き行うとともに、これまで県立図書館職員を対象に実施してきた研修も引き続き実施することで、職員の資質と能力の維持・向上を図ってまいります。	C
37	紙媒体の蔵書の利用を、市町村立図書館を通じての貸出を中心にするのであれば、貸出冊数の上限は利用する市町村立図書館の利用冊数とは別枠にしていただきたい。現在は他館からの取り寄せとして、利用する市町村立図書館の貸出上限の枠内に含まれることもあるように思われる。	・市町村立図書館における貸出冊数については、各市町村立図書館で決めております。	D
38	電子書籍サービスを導入する場合には、長野県の「デジとしよ信州」のように県内市町村と共同で導入を進め、県民全体に一体的なサービスが提供されるのが望ましいと思われる。また、導入の際には県立学校に在籍する児童・生徒にはIDをあらかじめ発行・配布し、特段の申込をせずとも利用できるようにしていただきたい。	・電子書籍サービスに関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
39	実効性のある取り組みになるよう、他の図書館で「学校図書館支援センター」と称されているような、学校図書館支援を担当する部署を設置していただきたい。	・サービス体制に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
40	地域資料以外は県立図書館で直接ブラウジングすることができなくなるのであれば、県内の各学校に蔵書の現物を見ることができる機会を設けていただきたい。例えば、テーマ別の資料セットなど学校が希望する資料を、年数回、定期的に県内の学校を巡回車で回り、必要な資料は借りることができるといったような方策を行っていただきたい。また、貸出期間についても伸ばしていただきたい。	・県内の各学校への直接搬送については、ルートの設定が複雑になりすぎることや搬送車を出す回数が非常に多くなることから、直接搬送するのは困難と考えております。いただいた御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
41	窓口と書庫が別の箇所（北部地域振興交流拠点A棟内と熊谷地方庁舎A駐車場）になるのは、運営上非効率に感じられる。窓口や地域資料の収集・保存機能も書庫棟（熊谷地方庁舎A駐車場）に設置するなど、1か所にすべきではないか。	・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。	D
42	整備予定地は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）における想定浸水深が、2か所とも0.5m～3.0mとなっている。特に地域資料は北部地域振興交流拠点A棟の中2階での保存となっているが、水害被害の防止のためには地面からの高さを十分に取る必要がある。県立図書館の貴重な蔵書を災害から守るため、蔵書を排架する書架は書庫棟（熊谷地方庁舎A駐車場）も含め、十分に高い位置に設置していただきたい。	・書架については、災害時における浸水等のリスク低減に配慮し、北部地域振興交流拠点A棟では中2階、書庫棟では2・3階に配置する予定です。	B

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
43	<p>「県立図書館に来館することなく最寄りの市町村立図書館等に効率よく取寄せができるサービスを提供」とあるが、市町村立図書館の負担増に関する記載がなく不安（県が負担すべき仕事を市町村に投げているように見える）。例えば「メッセージアプリ等で配送状況確認」とあるが「〇〇図書館に到着しました」という通知より、実際に受け取れる状態であることを通知しなければ意味がなく、そのシステムの構築だけでも大変なのでは。市町村立図書館との連携に係る協議の進捗、市町村立の負担を補填する予算・人員等について具体的に明記してほしい。</p>	<p>・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。</p>	C
44	<p>デジタルサービスについて触れられているが、地域資料等のデジタル化以外、特に目新しく感じるサービスがない。地域資料に特化した斬新なサービスを期待します。</p>	<p>・効果的なデジタルサービスについて研究してまいります。</p>	D
45	<p>「アクセシビリティに配慮したサービスを提供します」とあるが、障害者奉仕についての記載が p 2 6 にある程度しかない。県立久喜図書館のりんごの棚のような取り組みは継続されるのか。</p>	<p>・障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。</p>	C
46	<p>「市町村立図書館等の職員の資質・能力向上を図るための研修の実施」とあるが、みどころ新県立図書館は通常の図書館で想定される対人サービスから後退しているように拝察する。となると、むしろ県立図書館の職員こそ「資質・能力向上」はおぼつかないのではないか。県立職員の図書館員としての資質と能力をどのように維持するのか明記してほしい。</p>	<p>・新県立図書館ではレファレンスサービスなどの直接サービスを引き続き行うとともに、これまで県立図書館職員を対象に実施してきた研修も引き続き実施することで、職員の資質と能力の維持・向上を図ってまいります。</p>	C
47	<p>学校図書館との連携について、対象（県立学校のみ？小中も？）や連携の内容（現在やっている資料の貸出しからどう変わるのか）も詳しく書いてほしい。</p>	<p>・学校図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。</p>	D
48	<p>「北部地域振興交流拠点A棟（以下「A棟」という。）及び熊谷地方庁舎A駐車場に整備する二つの施設で一体的に運営」とあるが、二つに分かれている時点ですでに一体ではない。「資料の保存場所が3か所（2館と外部書庫）に分散しているため、効率的な資料提供の面で課題が生じています」（p 5）という課題を根本的に解決する意図はないということか。また、この流れだと県立久喜図書館は閉鎖するということでしょうか。</p>	<p>・貸出し可能な資料を書庫棟1か所に集約することで、これまで以上に効率的な資料提供を実現してまいります。なお、新県立図書館は、既存施設（熊谷図書館・久喜図書館）を集約し、整備するものです。</p>	D
49	<p>A棟にある唯一の閲覧室が330㎡しかないが、ここでしか見られない資料をもとめて県内から人が来るとなると、もっと広くあるべきだと考える。この広さにした根拠を明示してほしい。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。これまでの両図書館の利用状況を踏まえ、北部地域振興交流拠点A棟の閲覧室の面積を設定したところです。</p>	D
50	<p>今回のパブコメについて、埼玉県立図書館のサイトでは一切周知がなく、不安になりました。今後も県立図書館は蚊帳の外なのでしょうか？</p>	<p>・今回の県民コメントの実施に当たっては、県立図書館内においても案内を掲示し、資料を配布したところです。広報に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
51	<p>・デジタルライブラリーの充実 「未知の本との出会い」につながるブラウジング機能の低下について懸念しています。如何に検索機能が充実しようとも、検索は「能動的に検索できる」程度の情報を持って初めて使いこなせるものであり、レコメンデーション機能も完全にその隙間を埋めることは、現状難しいと考えます。ブラウジング機能について、基本計画（案）では「バーチャル空間に生成した本棚を見ながら本を探すことができるブラウジング機能や、司書が選書した企画展示をオンラインで閲覧できるサービスの提供を検討します。」と謳われていますが、手続き不要で資料のどの箇所でも確認できるようにした場合、「図書館等公衆送信補償金制度」の対象として扱えるものなのでしょうか。（当該制度は図書館の設置者が一括で支払うとはいえ、実態としては個別利用者が有償で利用する制度と理解しています。）もし著作権関連の問題がクリアできなかった場合、このバーチャル空間の書架は「著作権の切れた古い資料」と「新規に収録したデジタル資料」以外に置くことができない、かなり限定された内容の書架になるのではないのでしょうか。「内容を確認したい場合は複写物の送信で対応可能」とお考えかもしれませんが、手元に届くまでの時間や「複写は著作物の半分まで」という著作権上の制約を考えると、ブラウジング機能の代替は難しいと思います。こうした点をクリアできない場合、図書館の利用に支障をきたすのではないかと危惧しております。</p>	<p>・ブラウジング機能等に関する御意見については、県立図書館の役割を踏まえた上で、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
52	<p>「新埼玉県立図書館基本計画（案）」表定に至るまでに、どのような組織でどのような検討がなされたのか公表してほしい。</p>	<p>・計画案の策定に当たっては、教育局職員に加え、県立図書館の職員などを委員とした検討委員会を組織し、検討しました。</p>	D
53	<p>基本計画を広く県民に周知し意見を募るためには埼玉県立図書館のウェブサイトに掲載するのが効果的だが（「基本構想」策定の際にはそうしていた）、なぜそれをしないのか。意見募集に消極的な姿勢なのではないか。</p>	<p>・今回の県民コメントの実施に当たっては、県立図書館内においても案内を掲示し、資料を配布しました。広報に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
54	<p>令和5年度に策定された「埼玉県立図書館基本構想」への県民コメントに県民への直接サービスの大幅な縮小を懸念する声があり、これに対し県教委は「今回お示した4つの機能は、重点化する主な機能を記載したものであり、これ以外の機能やサービスを縮小するものではありません。」「引き続き、市町村立図書館との連携・協力のもと、他県に誇れるような図書館活動を推進してまいります。」と回答している。基本計画では現行の埼玉県立蔵書の公開閲覧室及び直接サービスを大幅に縮小する案になっているが、なぜ図書館のあり方を大きく変更するに至ったのか、その根拠や検討の経緯を示してほしい。</p>	<p>・新県立図書館は、基本構想を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。</p>	D
55	<p>都道府県立図書館はそれぞれの地域の特徴や市町村立図書館の状況に合わせて、特色あるサービスを展開している。かつて20年ほど前には都道府県立はレファレンスと閉架書庫と協力業務だけでよいという極端な二線図書館論や電子図書館論があったが、今に至るまでそのような図書館ができて成功しているという話は聞かない。現在は設置主体を問わず「場所としての図書館」「空間としての図書館」「住民のウェルビーイングを支える図書館」が重要であるといわれている。これまで長い年月にわたり様々な県民サービス、市町村図書館、学校図書館支援など、多くの面で全国的にも高い評価を得る実績を蓄積してきた埼玉県立図書館をなぜ極端な非来館型、デジタルライブラリー化に特化する必要があるのか。なぜ全県サービスの充実と引き換えに直接サービスや資料公開を縮小するのか。計画には納得できる根拠やデータ、実例は示されていない。これでは県立図書館の実質的なリストラ、県民サービスの切り捨てと言わざるを得ない。</p>	<p>・現在の図書館は、利用者の居住地域に偏りがあるなかで、より広域の方々に県立図書館のサービスを提供するため、新県立図書館では、オンラインサービスなどを充実してまいります。</p>	D
56	<p>埼玉県には現在の県立図書館に匹敵する公開フロアや公開資料を持つ大型市町村図書館はほとんどない。唯一さいたま市立中央図書館は広い閲覧室と専門書も比較的多数所蔵しているが、そのさいたま市立も昨今は極端に資料費が減り、市民の読書要求を保障できない状況にある。まして県立の代替として広く市外の住民にまでサービスする余裕も意思もあるとは思えない。また県内図書館では指定管理や民間委託が進み、経費をつんだ専門職司書も年々減っている。そのため市町村図書館と異なる専門書等を含む蔵書群を所蔵し、専門的なサービスを提供できる県立図書館も直接サービス機能を果たすことが期待されている。そもそも県立図書館が非来館型になることについて、県内市町村図書館や学校図書館の幅広い同意を得ているのか（計画に添えられたアンケート項目を見ると質問は限定的で県立図書館の方向性やあり方は問われていない）。</p>	<p>・新県立図書館の整備に当たっては、引き続き、市町村等に丁寧に説明しながら進めてまいります。</p>	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
57	<p>県政支援を目的とする県庁職員へのサービスおよび北部地域以外の県民へのサービスのために、浦和分室は存続しオンラインデータベースなどデジタル化サービスも継続すべきである。県政情報センターとの一部合併や、連携を検討してもよいと思う。</p>	<p>・現在の県立図書館は施設の老朽化や効率的な資料提供のほか、県全体へのサービス提供という点において課題があるため、既存の施設を集約するものです。より広域の方々に県立図書館のサービスを提供するため、新県立図書館では、オンラインサービスなどを充実してまいります。</p>	D
58	<p>「デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービス」の充実に異論はないが、それと引き換えに直接サービスを縮小する根拠は何か。来館も非来館も、県民はどちらのサービスも十分に受ける権利がある。図書館に限らずどんな文化施設もその所在地や周辺地域の住民が中心となるのは当然だ。だからといってリアルな来館型施設は不要というのは飛躍した結論である。例えば遠くても、数年に1回しか利用しなくても、必要がある時には出向いてすぐに充実した蔵書やサービスを利用できる、レファレンスなど司書の援助も受けられる県立図書館の存在が埼玉県民の知る自由を保障する。幅広い県民に利用してもらいたいのなら、交通至便な場所や他の複数の集客施設と隣接する場所などに整備する、あるいは滞在型の魅力的な図書館を建設すればよい。本計画は実質的に埼玉県立図書館のリストラ、県民サービスの切り捨てとなっている。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。</p>	D
59	<p>デジタル化、オンライン化、AIの活用については、その弊害や弱点も指摘されてきている。デジタル化機器、配信機器はすぐ陳腐化し、デジタル媒体は劣化が早いと数年に1度更新が必要で、紙媒体に比べはるかに予算も手間も要する。コロナ禍を経て対面によるコミュニケーションの長所も見直され、リモート勤務も減ってきている。図書館の運営・サービスにおいてもICTをどう活用するかは地域性や継続的な予算措置の見直しなど具体的な条件や、未来を見据えた知識・文化のあり方など幅広い視野からの検討が必要だ。今回の基本計画（案）を読んでもそうした多様な観点から検討し、将来にわたりサービスが継続・発展するという確信が得たようには見えない。</p>	<p>・デジタル機器の活用方法については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
60	<p>電子書籍サービスの導入やバーチャル本棚の提供は元々新館を建設せずとも提供できるサービスである。が、以下のような限界があり、公開閲覧室やその場で出納のできる書庫の代替にはならない。</p> <p>○「市町村立図書館にはない専門性の高い図書等を提供」とあるが、現状では出版社、事業者も専門書はごく一部しか扱っていない。また電子ジャーナルも利用者数が限定される大学や研究所と違い、潜在的利用者数が多い都道府県立図書館が契約しようすれば莫大な金額となるだろう。大学図書館も年々の値上がりで苦しんでいると聞く。同じ理由からオンラインデータベースも来館利用に限られ、郵送複写も契約上できない。</p> <p>○資料には著作権があるため、デジタル化できるのは地域資料であってもごく一部にとどまる。そのことを明記するべき。国立国会図書館の送信サービス（図書館、個人）にしても、以下のとおり著作権法で許可された範囲内、全データのうち約2/3しか利用できない。残り1/3（主に出版年の新しい資料）を閲覧するには国会図書館に行くしかない。またデジタルコレクションの画面は電子図書と違って通読性には適さない。</p>	<p>・電子書籍サービス等に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
61	<p>本棚のブラウジングは本を直接手に取って中身を眺めることに意味があるのであって、本の背や書誌情報のみではブラウジングやリアルな資料展示の代替にはならない。</p>	<p>・ブラウジング機能等に関する御意見については、県立図書館の役割を踏まえた上で、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
62	<p>図書館は「現場」が命である。市町村図書館等の職員へ多種多様な研修や運営支援ができてきているのも、公開図書室で直接サービスの経験を蓄積してきたからである。日々利用者や関係者と向き合うことで、社会状況に応じ変化する県民の課題や悩み、情報ニーズを把握し、新たなサービスを開拓することができる。地域資料と参考図書しか公開しない新図書館では他の分野における現場経験を積みなくなり、司書の専門性やスキルも失われていく。この基本計画では、過去の蓄積のみに頼っていくというのか。</p>	<p>・新県立図書館ではレファレンスサービスなどの直接サービスを引き続き行うとともに、これまで県立図書館職員を対象に実施してきた研修も引き続き実施することで、職員の資質と能力の維持・向上を図ってまいります。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
63	<p>オンライン会議は本音の議論や非言語コミュニケーションが難しく、参加者どうし顔見知りの間柄になりにくいなどの欠点がある。県立図書館の職員が市町村図書館の抱える課題を把握し協働していくためには、本音で意見交換のできる対面研修や会議、司書による市町村図書館訪問（視察や運営相談）なども残すべきである。</p>	<p>・県内市町村図書館の職員等への研修については、オンラインや動画配信を活用しつつ、資料の補修などの実演を伴う内容の研修については、実地で行うことを検討しております。また、県立図書館職員が市町村立図書館を訪問し研修することも検討しております。</p>	C
64	<p>資料を原則非公開とし書庫棟で直接サービスをしないのなら、例えば以下のような対応が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資料を至急必要とする県民の要望に応えるための大幅な増便（ほぼ毎日）。そのための予算や人手の将来にわたる確保。 2 多様な資料利用形態への対応 <p>図書、雑誌、新聞など多様な資料を一度に利用したいという要望に応えるための大量搬送手段の確保。また新聞元版、破損しやすい資料など搬送が難しい資料の搬送対策。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 A館と書庫棟館の頻繁な搬送手段の確保（例えばA館におけるレファレンスの結果、書庫棟資料が至急必要になる場合など） 	<p>・書庫棟に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
65	<p>地域資料と参考図書しか公開しないA棟で各分野の商用データベースだけ提供しても、「仕事や研究、起業等に取り組む県民の学びや挑戦」の役には立たず、データベース利用のためだけに来館する利用者は見込めない。幅広い資料があってこそその学び、仕事支援である。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。</p>	D
66	<p>図書館がイベントを開催する目的は、資料と合わせてハイブリッドな情報提供をするため。常設の関連資料もないのに、連携講座のみ行っても図書館がイベントを開催する意味はなく、産業振興施設も図書館との連携の意味やメリットを感じないだろう。期間が限定される資料展だけでは日常的な利用者の情報・読書要求を保障することはできない。多様な情報に触れられない場所で、交流や創造は生まれない。</p> <p>埼玉県立熊谷図書館のビジネス支援室は、ビジネスで活用できる図書、雑誌と有用なオンラインデータベースを揃え、専門知識を学んだ司書が起業をめざす人やビジネスパーソンにきめ細かくレファレンスサービスを行うことで、創業支援センターやその相談員、起業支援機関、商工会議所から支持されて幅広く連携し、県内各地から利用者が来室している。役立つ資料群とデータベースを揃え、利用を支援する専門司書がいるから、利用者が来館し、関係機関からも信頼されて連携が進んでいる。A棟に公開コーナーがなければ北部地域振興交流拠点に入る産業振興機関やそこに訪れる県民を情報面から支援することもできない。専門司書も育たず、ビジネス支援は絵に描いた餅となる。健康・医療情報サービス、多文化サービスなど多様な利用者の課題解決や情報ニーズに対応する各サービスも同じである。</p> <p>図書館のリアルな常設資料コーナーがあるからこそ、県庁や関連機関から注目され連携のメリットを実感してもらえる。新たな利用者層も拡大できる。インターネット上での情報提供のみではこうした認知を広げることができない。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。新県立図書館は産業振興機能施設等と連携して、ビジネスに関連する図書の展示や講演会等の実施を検討しております。</p>	D
67	<p>「貸出しができない資料」のみ公開するというのは図書館の都合であって、来館者にとって合理性、有用性はない。地域資料と参考図書しかない図書館では来館者は激減すると予想される。レファレンスを受けてもその場ですぐ利用できる資料がほとんどなければ、利用者の失望を生むだけである。「北部地域振興交流拠点計画（案）」には、県立図書館は「知の拠点」及び集客機能として位置付けられ、にぎわい創出を期待される施設の一つとされているが、これでは集客が見込める魅力的な図書館にはなり得ない。限られた閲覧スペースであっても、例えばビジネス支援コーナーや健康・医療情報コーナーなど埼玉県立図書館の先進的な特色あるサービスの資料も常設し、埼玉県立図書館が「知の拠点」であることを県民がその場で実感できるようなショールーム的な機能を持たせてほしい。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。新県立図書館は産業振興機能施設等と連携して、ビジネスに関連する図書の展示や講演会等の実施を検討しております。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
68	<p>新たに6,700㎡、200万冊収蔵する施設を建設しながら県民の直接利用を拒むのは、県民の知る自由、学ぶ権利の制限に他ならない。離れた場所にあるA棟とは、資料の即時提供など一体的な運営も望めない。書庫棟でも直接閲覧機能、レファレンス等利用支援機能も持たせるべき。全国の図書館ではむしろ資料を公開する方向（広い閲覧スペースや「公開書庫」の設置など）に動いている。石川県立図書館が県内外の多くの人に評価されるのは、硬軟取り混ぜた膨大な公開資料とテーマ展示など知的な刺激を与えてくれる空間が、来館者の心に潤いを与え、仕事や生活の活力を与えるからである。書店で言えば、特定の本を購入することだけが役割ではない。オンライン書店があっても大型書店や街の個性的な書店に人が足を運ぶのは、知の側面の一つとして「セレンディピティ」、資料との偶然の出会いを求めているからだ。新たな発想やイノベーションもそうした出会いや刺激から生まれる。市町村図書館とは異なる蔵書を持つ県立図書館でもリアルな本との出会いの場が求められている。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。</p>	D
69	<p>メールレファレンスは質問者へのインタビューが難しいため、対面や電話に比べて質問に合致した的確な回答をするのが難しい面がある。オンラインによる受付はインタビューも可能だが、著作権法上の制約で資料の実物やオンラインデータベースの画面等を見せられることはできない。また複写物のメール送信サービスは埼玉県立図書館でも実施しているが、著作権団体との協議により著作権のある資料には高額な料金がかかり利用登録者のみ受付など制約もある。レファレンスとは専門知識を持ち知識、経験を積んだ司書が、いわばカウンセリング的なインタビューを重ね、資料や情報を提示しながら、「利用者ひとりひとりに合わせて」調査援助、回答をするものである。特に病気や生活上の悩みなどプライベートの開示を伴う相談をする場合、対応してくれる司書の力量や信頼性を確認できなければ本音で相談する気にもなれない。それが可能な対面レファレンスを豊富な蔵書を有する書庫棟で実施しない理由は何か、明示してほしい。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。</p>	D
70	<p>新埼玉県立図書館基本計画案、拝読しました。 児童サービス、特に、乳幼児サービスが欠落しています。人間形成に最も重要な乳幼児からの読み聞かせや、その指導、実図書館の環境整備、市町村立図書館職員やボランティアの育成等、欠落しています。 働く職員の環境、県立図書館として最も大切な職員の資質の向上を目指す意欲も計画案の中では感じることが出来ません。 児童サービスと、職員の資質の向上を、再検討をお願いします。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。また、県立図書館職員を対象とした研修を通じて引き続き職員の資質向上を図ってまいります。</p>	C
71	<p>新埼玉県立図書館開館に関し、直接サービス（特に児童サービス）の機能を継続していただくことを希望します。 以前、小学校で読み聞かせボランティアをしていた時に、講師の方にお越しいただき、読み方や選書、ボランティアをする際の心構えなど、たくさんの活動の励みとなるアドバイスをいただきました。また、子ども読書支援センターの『とっておきのえほん 1 0 0 冊』も発行の継続を望みます（できれば、数年ごとに改訂版を出したり、幼年物語の冊子なども発行していただければありがたいです）。情報誌『Shien』もテーマがはっきりとして内容が充実しているので、バックナンバーを保管し、参考としています。 例年、1 2月に開催されている「図書館と県民のつどい」には何回か参加しましたが、毎回、講演会、分科会、展示ブースなど盛りだくさんのイベントだったように思います。昨年度は講演の開催がなく、縮小傾向にあるのかと、寂しい思いがしました。 社会がデジタル化に向かっていく時代での、図書館の果たす役割。遠隔サービスの拡充と同時に、紙の本と利用者をつなぐサポートにも目を向け、県民が誇りに思う図書館の開館を願っています。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
72	<p>新県立図書館窓口を、北部地域振興交流センターの1か所に集約して機能させるということですが、県内全域に均質な図書館サービスを提供することへの現実とは、無理があるかと思えます。 少なくとも、埼玉県の各方面（人口の集中度、行政面、産業面、交通面）からも中心的な、県南地域（例えば、埼玉県庁内などさいたま市近辺）にも、窓口を設置して、対面サービスを行っていたら幸いです。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。より広域の方々に県立図書館のサービスを提供するため、新県立図書館では、オンラインサービスなどを充実してまいります。</p>	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
73	「紙資料の貸出しは、オンラインで予約を受け付け、最寄りの市町村立図書館等へ搬送」とあるが、受け手の市町村立図書館等の理解は得ているのか？ここでこのように表現するからには、少なくとも市町村立図書館等側の理解は得ている、と考えるのが自然と思うが、本当にそうなのか？	・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。	C
74	来館で貸出可能資料が閲覧でき、希望者はオンライン等で受け付けて最寄りの市町村立図書館等でも貸出可能とすべきだと考える。それにして、閲覧室面積330㎡は狭すぎるのではないかと。近年リニューアルオープンした都道府県立図書館の閲覧室規模と比較すると、残念ながら圧倒的に貧弱で著しく見劣りすると言わざるを得ない。	・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。閲覧等に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
75	どの程度の頻度で市町村立図書館等に県立図書館の資料を搬送するのか？埼玉県内63市町村に対してどのような搬送を考えているのか？ “「来館しなくても県民誰もがサービスを受用できる図書館」の実現”を謳うからには、配送頻度が肝要と考える。	・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。	C
76	県立図書館の蔵書を市町村立図書館等の窓口で貸出しすることは明らかに市町村立図書館等側の負担増と思われる。メッセージアプリ等で配送状況が確認できる事例の一つとして「〇〇図書館に到着しました」とあるが、それをもって、市町村立図書館等ですぐ借りられるわけではないだろう。市町村立図書館等との連携と調整が非常に大切なのではないか。	・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。	C
77	従来の相互貸借制度との整合性をどう考えているのか？	・相互貸借については、県立・市町村立図書館等の資料搬送の拠点として継続して支援します。	E
78	市町村立図書館等の貸出冊数の混乱を与えそうに思う。県民の県立図書館への直接依頼による資料の取り寄せは市町村立図書館等側の貸出冊数に含むのか含まないのか。含まないのであれば、市町村立図書館等にとっては二重の貸出システムとなり、コンピュータシステムへの影響を含め、管理上負担が大きいのではないかと？	・市町村立図書館における貸出冊数については、各市町村立図書館で決めております。	D
79	予約多数本の場合、市町村立図書館等の所蔵本より県立図書館本が短期間で提供されるケースが起こりうるのではないかと。混乱が起きそうに思う。	・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。	C
80	「県立図書館を含む県内公立図書館の蔵書は、全体で約2,500万冊にのぼります。これらの資料について、県立図書館は引き続き、資料搬送の拠点として相互貸借を行うことで、県民が利用できる資料の幅を広げます。」という文章はおかしいと思う。“資料搬送の拠点として相互貸借を行う”のではなく、“相互貸借制度における資料搬送の拠点としてその機能を強化し”なのではないかと。また、“県民が利用できる資料の幅を広げます”は、あたかも市町村立図書館の蔵書を県立図書館の蔵書と見なす印象を与えてしまう表現であり好ましくない。“県民の資料入手機会の拡大に寄与します”が本来の意味であり、そう表現すべきだと考える。	・御意見について検討しましたが、原案のとおりとしました。	D
81	①市町村立図書館等への配慮が感じられず残念だ。②児童サービスや障害者奉仕(バリアフリーサービス)など、県立図書館がこれまで実施してきたサービスはどのような位置づけになるのか？	・児童サービスや障害者サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、引き続き取り組んでまいります。	E

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
82	<p>「紙資料の貸出しは、オンラインで予約を受け付け、最寄りの市町村立図書館等へ搬送」とありますが、この中に県立久喜図書館でも受け取れる道を残して欲しいです。よろしくお願いします。</p>	<p>・現在の県立図書館は施設の老朽化や効率的な資料提供のほか、県全体へのサービス提供という点において課題があるため、既存の施設を集約するものであることから、県立久喜図書館での受け取りは想定していません。</p>	D
83	<p>郷土資料のデジタル化などは全国的にその傾向だが、児童サービスは対面したサービス（乳幼児であれば生の声による大切さ、言葉の力を重んじた紙の本の力）を大切にしてきたのではないか。そもそも児童サービスについて計画案に記述がないのはなぜか。市町村図書館の部分的委託、職員の変動による継続した専門職としての職務が難しい中、県立司書は正規の司書として児童サービスを守る砦となっていた。紙資料のデジタル化をすめ、資料の受け渡しをするだけの役割でよいのか。県立図書館の重点機能として「職員研修を通じた人材育成」を挙げられているのに、人とつながらず、児童サービスの研修を市町村職員にするのか。またカウンターのみの約330㎡の施設で、当日読みたい資料を探しに伺っても手にできないのではと不安ばかりが湧いてきました。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。また、県内市町村図書館の職員等への研修については、オンラインや動画配信を活用しつつ、資料の補修などの実演を伴う内容の研修については、実地で行うことや、県立図書館職員が市町村立図書館を訪問し研修することも検討しております。</p>	C
84	<p>「○ 紙資料の貸出しは、オンラインで予約を受け付け、最寄りの市町村立図書館等へ搬送」とありました。市町村立の図書館を通さないとすることは、市町村立図書館は納得しているのか。基本計画の段階かもしれませんが、動き出した時の混乱しか伺えません。</p>	<p>・市町村立図書館等との連携に関する具体的な取組については、連携先の意見を伺いながら、検討してまいります。</p>	C
85	<p>おはなしボランティア指導者として関わらせていただいております。県立図書館が、青少年教育施設として今後どのような役割を担っていくのか、ご意見を聞かせていただきたいと思います。情報もエントラメもネットにおまかせして、図書館は倉庫としての役割にシフトしていきます、という風に見えてしまうのですが、この見解であっているのでしょうか？ 今まで子どもたちにたくさんの読み聞かせをしてきましたが、私たちボランティアにとって、ハード面でもソフト面でも図書館のお力添えが非常に大切です。市立図書館と県立図書館との役割分担があるのは承知しておりますが、子どもの数が少なくなっている地域への働きかけなど、県立図書館の潜在能力を発揮できる場面は多いのではないのでしょうか？ 資金や人手不足など、どこも同じ問題を抱えておりますので、皆様からたくさんのアイデアをいただき、どうか子どもたちにとって良い方向に向かっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
86	<p>「新埼玉県立図書館基本構想」の4つの「目指す図書館像」を拝読し、期待感にワクワク致しました。特に4番目の「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」には、誰もが、いつでも足を運ぶことができ、『本や人との出会い』に溢れている、そんな空間の存在を期待しながら、第3章を拝読いたしました。しかし、私の見方がよろしくないのか、少なくとも、物理的な空間としての「出会いの場」を探することはできませんでした。図書館には、「インターネットの本屋さん」にはない、数々の偶然のリアルな出会いがあり、そこから新しい創造に繋がる可能性に満ち溢れた場であると確信します。偶然見つけた本を、ふと手に取り、予想だになかった世界に引きこまれていたり、そこで知り合った人々と話題を共有し、あらたな学びや交流のきっかけとなったり、時には、そこで見つけた雑誌を手にしなが、友人と意見を戦わせた経験がある方も少なくないはず。いわば、図書館は、人生おける『種』をこの手に拾うことのできるかけがえのない空間、と言っても過言ではありません。 しかしながら、目に見える構造面からは、他にないアピールポイントや、素晴らしい基本計画をどう具現化しているのか、納得感や期待感を十分に得ることができず、残念に感じました。蔵書やデータの管理もとても大切だと思いますが、同様に、いやそれ以上に、埼玉県を創る知や創造性のシンボルとなるような斬新な要素を持つ新図書館の実現を切に望みます。 施設の面積や、交通の便も決して恵まれているとは言えません。それぞれの地域の身近な場所に存在して初めて公立図書館の意味があるのだと思います。新図書館には、他にない特徴をもった空間の存在が必要だと思います。地理的に身近に利用できる場所への設置、理解の助けとなる構造面における工夫を、さらに検討いただけると幸いです。</p>	<p>・新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。 交流機能については、県立図書館の役割も踏まえた上で、「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」の実現に向け、オンラインで実施するほか、対面による学びや交流の機会を提供してまいります。御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
87	<p>私はいつでも誰でも無料で自由に使うことのできる図書館をととても大事なものと思っています。身近な市町村立図書館もとても大事ですが、県民と県内の図書館を支える役目を持つ県立図書館も大事な場所だと思っています。この大切な文化的施設を次の世代に少しでも良い形でつなげていくべきだと思い、初めて県民コメントに意見を寄せさせていただきます。</p> <p>■候補地について</p> <ul style="list-style-type: none"> なぜ熊谷市に、そして2か所に分かれてしまうのか、納得できる理由がない。 (2023年度の「新埼玉県立図書館基本構想」に要素3つの内の要素2に県民がアクセスしやすいとあったがそうは思えない。要素3に土地の確保が容易とあり、当然場所ありきなのだろうが、やはり納得できない。) 諸事情を無視して自由に意見して良ければ、県庁の移転候補地がもうすぐ決定しそうですが、その建て替え計画に新県立図書館を入れてもらうことは不可能だろうか。または県庁が別の場所に移転となり、その計画に入れられなければ、今の県庁の現在地に建てることはできないだろうか。本来なら、県庁のそばに県立図書館があれば、県にとっても県民にとってもプラスになるはず。(都道府県庁所在地に都道府県立図書館がない都道府県は、埼玉県のほかには4館だけ。浦和図書館が閉館してからは、埼玉県は全国で最も県庁から離れている県立図書館) また、別の案として、大宮公園内の「埼玉百年の森」のあたり(県立博物館近く)は、公園としてもあまり有効には使われてないように思えるので、あの場所に県立図書館を建てることは不可能だろうか。公園と図書館はとても親和性が高いし、県立博物館との連携もしやすくなり活性化できると思う。一帯が樹木は活かしつつ文化的ゾーンとして生まれ変わったら、県民としてうれしい。検討の余地はないだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。なお、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。 	D
88	<p>■サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 目指す図書館像2「来館しなくても県民誰もがサービスを受用できる図書館」とあるが、それも必要だが、来館して実際に資料を自由に見たい県民も大勢いるはずである。来館サービスを充実して、東京、大阪、岡山に次ぐ全国でも4番目の162万冊の蔵書を活かしてほしい。 この基本計画だと公開部分に地域資料と参考資料という貸出できない資料しか置かない全国にも例のない県立図書館になる(悲しすぎる)。空間としても魅力がある、県民だれもが誇れる県立図書館を作ってほしい。 県立図書館は県民が文化的財産(資料)を自由に閲覧・貸出できる場としての意味も重要であると考え。今まで培ってきたレファレンスサービス、児童サービス、健康医療サービス、ビジネス支援サービスなどは公開資料があり、直接サービスを行っているからこそできる図書館サービスである。資料があり、利用されることで、職員も学び、企画など新たなサービスに結び付いていく。直接サービスをせず、それらのサービスをこれからも同様に継続していくことは不可能ではないか。市町村立図書館への支援サービスも机上論になってしまうと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。レファレンスサービスや児童サービスなどの図書館サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、引き続き取り組んでまいります。 	C
89	<p>「デジタルライブラリーの充実」とあるが、すべての図書が電子化されているわけではなく個人向けサービスと比較すると図書館向けは数が限られる。また、専門性の高い電子書籍を図書館で購入するにはかなり高価で、予算の獲得が必須だ。著作権法上デジタル化が可能な地域資料のデジタル化は進めるのは良いが、多くの県民の利用希望に応えるような資料群にするのはかなり難しいと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子書籍に関する御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。 	C
90	<p>「県内図書館サービス全体の充実」に資する図書館の主な取り組みの「人材育成と運営支援」で「研修はオンラインを基本とし、市町村立図書館等の職員がどこからでも参加できる環境を整備します」とあるが、少なくとも「児童サービス」の実技の研修などはオンライン研修にはなじまないと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研修については、オンラインや動画配信を活用しつつ、実演を伴う内容の研修については、実地で行うことを検討しております。 	C
91	<p>目指す図書館像4「県民の新たな時代の学び・交流・学び・創造を育む図書館」にある多様な学びと交流の機会の提供も、資料とサービスが一体となった、県民がいつでも気軽に利用できる図書館という場所があってこそ活かされること。ワンストップサービスという考え方も生きていると思うが、これから作るならなぜわざわざ2つに分けて建てるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」の実現に向け、窓口機能は北部地域振興交流拠点A棟に設けます。一方、図書・資料の収集保存や、市町村立図書館への図書・資料の搬送などのその他のサービスを行う施設には、別途広大なスペースが必要となることから、北部地域振興交流拠点A棟とは別の場所に整備することとしました。 	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
92	<p>「新県立図書館窓口」の330㎡というあまりの狭さに、正直なところ絶望的な気持ちになった。閲覧室、読書支援室、講座室、カウンター、執務室を合わせてその広さは！来館した県民が驚き、あきれと思う。</p> <p>私はこの基本計画には反対だが、もしどうしても熊谷市に作るしかないのだったら、A棟には作っても講座室などだけにして、書庫棟予定地に、4階以上にして公開書架スペースを含めた新県立図書館を建設すべきだと思う。（本当は講座室も一緒にすべきだと思うが）</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。</p>	D
93	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に現在の埼玉県立図書館が行っているサービスで、新埼玉県立図書館では行わないサービスがあることを、ちゃんと書いていないことが残念。 ・県立図書館のことなのに、利用する県民が見る県立図書館のウェブサイトはこの基本計画と県民コメントのことを掲載しないのはおかしいと思った。（意見をしてほしいのではと疑ってしまう） ・県は「子供読書活動推進計画」を5年ごとに更新し、計画を実施しなくてはならないのだが、今までのようなサービスをしないとその計画も実施も困難になるのではないか。 ・デジタル情報を扱うことが苦手で、紙資料の閲覧利用を希望する方々への配慮が足りないのではないだろうか。 ・2014年度の「新県立図書館在り方検討有識者会議」のまとめに「この提言は、新県立図書館が、県民が生きがいを自ら創出し、県内の産業を発展させることにつながり、こうい図書館があるのであれば、人々が「埼玉県に住みたい・住み続けたい」と思い、企業が「本社を埼玉県に置きたい」と思わせるような図書館になることを期待してまとめたものである。」とあった。12年前の有識者会議で、その時とは状況が違うかもしれないが、活かしていただきたい提言だと思うが、残念なことにはその提言は活かされていない。 ・2021年度の「新しいタイプの図書館検討有識者会議」を見ても、一般資料を全て閉架ということは言及されていない。候補地その他の事情ありきでこのような基本計画になってしまったのか。 ・もし、この基本計画どおりになるなら、せっかくお金と時間をかけて作っても、場所としての魅力のない県立図書館として、利用もかなり落ち込むのではないだろうか。利用が少ないと予算が削られ、デジタルライブラリーの維持等も厳しくなるのではないか。 <p>以上のことから、ぜひ新埼玉県立図書館基本計画の再考を希望したい。</p>	<p>・新県立図書館は、基本構想を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。御意見については承りました。</p>	D
94	<p>1 意見 この案では、県立図書館としての基本的な要素を充足しておらず、県民のための埼玉県立図書館になっていないので、いったん計画は白紙に戻して、真に望ましい埼玉県立図書館を1から検討しなおしてほしい。</p> <p>2 理由 (1) 「来館しなくても誰もが利用できる図書館にする」ということが強調されているが、それは当然の配慮であって、ただしそもそも本来の来館できる図書館があつての話である。</p> <p>(2) この計画では熊谷に地域資料を中心とした図書館を設置することとなっているが、紙の資料をベースとした本来の県立図書館を別に必ず設置する必要がある。となると、県立図書館を2館で運用することになるので、県民の利便性も悪く、もちろん経済的・人間的にも効率的ではない。</p> <p>(3) 真の県立中央図書館を別に設置するのであれば、計画案の書庫棟を建設する経費が無駄となる。それまでの間は今の県立図書館を活用すればよい。</p> <p>(4) 計画案の閉架式図書館は、県民の利便性を大きく低下させる。また、県立図書館本来の調査研究のための利用には、まったく不便であり、機能を果たせない可能性が高い。オンラインの活用はある程度有効であるが、来館による利用を満たすことはできない。</p> <p>(5) 現状の電子書籍は、国立国会図書館デジタルコレクションの個人向けデジタル化資料送信サービスを含めて、読書に困難のある人など誰でも使えるアクセシブルなものとなっていない。もちろん、紙に比べて便利点もあるが、逆に内容を詳細に理解するのに問題がある。地域資料のデジタル化においても、epubリフロー等のアクセシブルな形式にする必要があるが、そのためにはそれなりの時間と経費がかかる。</p> <p>(6) 県立図書館の機能の一つに「県民の新たな時代の学び・交流・創造を育む図書館」が示されているが、それを実現するためには人が直接集まってさまざまな活動を行うことが必要となる。そこには図書館にある資料や情報、スペース、居住性のよさ、行きやすさ等が求められるが、計画案の図書館には何も無い。もしもオンラインですれらがすべて行えると考えているのであれば、とんでもない誤解である。</p>	<p>・新県立図書館は、基本構想を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。現行実施しているサービスについては、デジタル技術を活用することでより良いサービスを提供してまいります。御意見については承りました。</p>	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>(7) 北部拠点施設としては人を呼べる施設として図書館を考えていると思われるが、そもそも非来館型の閉架式書庫、デジタル図書館を中心と考えているため、多くの来館は望めない。そこに入る理由が分からない、矛盾している。県民の直接利用を考えると熊谷はふさわしくない。北部地域の経済・文化振興の重要性は理解するが、それは県立図書館の本来の役割を超えるものではない。</p> <p>3 説明</p> <p>(1) 電子図書館を中心とする閉架式図書館の問題（これについては、かなり以前に終わった論議ではないかと思いますが）</p> <p>現代の図書館では、資料を直接見て選べるのは当たり前となっていて、それが望ましい。仮にデジタルバーチャル書架のようなものが見られるとしても、気になった本の内容を直接確認することはできない。（ほとんどの本は電子書籍になっていないし、仮になっても図書館が購入できないものがほぼすべて）</p> <p>そもそも、自分が読みたい本があった場合に、それを読むのに予約して翌日になるとか、地元の図書館まで本を搬送してもらおうのを待つというのは、あまりにも時代に逆行している。今読みたい、調査や研究のためにさまざまな資料を調べたいというのが県立図書館本来の機能であって、それは多くの資料が近くになくてはできない。</p> <p>なお、県民に多く来館してもらうためには、行きやすい場所、優れた居住性（スペースの確保された滞在型図書館）が求められる。仮にやや遠方であるならば、「それでも行きたい魅力」が必要となるが、計案の熊谷は何も満たしていない。</p> <p>(2) 紙の本と電子書籍の必要性や現状をきちんと理解していない</p> <p>人は、紙の本からの情報入手と、電子データからの情報入手では、その理解に大きな違いがある。たとえば、今でも本の出版校正時には紙に印刷して確認しているし、電子版教科書を紙の教科書に戻したフィンランドなどの例もある。つまり、すべてを電子書籍・データ化すれば紙の本はいらなくなるという考えは誤りである。計案案では紙の本は利用者に不便な閉架方式とし電子版の提供が主になっているように読める。必要な紙の本を収集提供するのが基本であり、そのうえで電子版の提供を考えなくてはならない。なお、個々の県民のニーズと、求めている資料や情報を結びつける仲立ちをするのが司書の仕事であり、それはオンラインのみでできることではない。</p> <p>また、計案案の中で電子書籍の普及について書かれているが、その実情は多くを漫画が占めており、一般書は少ない。さらに県立図書館に求められている専門的な本になると販売数もわずかであり、利用も少ない。手軽に読める漫画や雑誌などが電子版として普及しているのである。</p> <p>地域資料のデジタル化には賛成するが、フィックス型の簡易なものではなく、アクセシブルで利便性も高いepubリフロー型のものを製作しなくてはならない。（日本は遅れているが、欧米ではアクセシブルなものしか販売できないことが法律で定められている）</p> <p>読書に困難のある人の中には、デジタル版なら読める人と、逆に紙の本アナログなものが読める人もいる。障害の種類や程度に関係なく、その人に合った形式の資料を提供しなくてはならない。県立図書館がデジタル形式の資料ですべての人の情報保証ができると考えていたら、大きな誤りである。</p> <p>現状図書館に導入されている電子書籍システムはアクセシビリティに大きな課題がある。そもそもフィックス型のデータのものはアクセシブルでない。ビューアやサイトそのものが使いにくいものも多い。そして、今後アクセシブルなものを導入するとしても資料購入費が心配である。そもそも紙の本も満足に購入できていない現状で、プラスして充実した電子書籍コンテンツを購入できるのか。</p> <p>(3) 検討やアンケートが恣意的ではないのか、優れた埼玉県立図書館のサービスは継続できるのか</p> <p>アンケートが最初から非来館型を想定してなされている、子どもたちにデジタルの活用等を尋ねているなど、それ自体は有効な調査ではあるが、それがすべてでないことを忘れてはならない。県立図書館の本来機能とその充実について、何ら調査検討がなされていないのはなぜか。</p> <p>埼玉県立図書館は優れた司書の専門家集団により、レファレンスサービス、児童サービス、障害者（読書リアフリー）サービス、多文化サービス等が充実していて、全国的にも有名である。しかし、計案案ではこれらのすぐれたサービスの充実や発展は読み取れない。長年かけて発展してきた埼玉県立図書館のサービスが失われてしまう可能性が高く、大変心配している。</p>		
95	<p>計画と意見が見える形で知らしめる努力がほしい。この内容をチラシやポスターで知らしめて、意見を公募している旨を広く広報してほしい。</p> <p>特に、図書館や関連する近隣の公民館、図書館、文化施設において目につく努力がほしい。ホームページからダウンロードしない内容が分からないというのは不親切である。</p>	<p>・今回の県民コメントの実施に当たっては、県立図書館内においても案内を掲示し、資料を配布しました。広報に関する御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
96	<p>以下の理由から、新図書館を熊谷のみとするのは反対である。</p> <p>1) 距離的にも遠く利用しにくい。</p> <p>2) 特に埼玉の地域資料の拠点とすることは利用者の便宜を考えているとは思えない。閲覧のため、わざわざ熊谷まで出向くしかないということは利用者を限定してしまうことである。</p> <p>3) 市町村の図書館が充実してきたというが、残念なことにより市町村ごとのばらつきが多く、さらに県立図書館が身近にないことにより文化的受容の不公平が深まる。(そもそも近隣の書店が撤退し、紙の書籍に触れる機会が少ないまま、成人になっている。デジタルで書籍を検索以前に本の背を見ることによってさまざまな情報と関心を得られると思うがその機会が更に減ることになる。)</p> <p>4) とりわけ、久喜の図書館のこどもの本及び、児童図書関連の充実度は誇る内容である。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。</p>	D
97	<p>これは本当に必要なことであり、充実を求めます。特に注目したのが、『埼玉新聞』の1943年4月1日から2009年12月31日までの記事見出しを検索できるということです。検索した結果として、その記事を縮刷版で閲覧することはできるのでしょうか。見出しだけ見つけても、その記事が読めなければ無意味ですから。戦前まで遡って記事を読めればとてもありがたいです。縮刷版が戦前～戦後まもなくのものも保存されているのであれば、丸ごとぜひ閲覧したいものです。</p> <p>同様に埼玉関係雑誌記事索引も、索引で見つけた記事の中身をどこまで読むことができるのか、あくまで県関係の記事索引のみで、中身を読みたければ国会図書館へ、なのか。そこも気になります。</p> <p>ともあれ、『埼玉新聞』については、過去の縮刷版の閲覧可能にしてほしいです。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。閲覧サービスに関する御意見については、県立図書館の役割も踏まえた上で、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
98	<p>遠方の人、あるいは出かけるのが困難な人も、等しく図書館サービスを享受できるというのもとても大事なことです。インターネットの発達によって、それが可能になったのですから、どんどん活用できるものはしたほうが良いと思います。</p> <p>その一方で、県立図書館が県内に1館しかないというのはいかがなものかだと思います。1点しかないような大事な古い資料などは中央図書館に配架されるのは当然ですが、誰もが足を運び実際に手に取って本を選べる図書館、もちろん、各市町村の図書館がその役割を担っているにせよ、市町村の図書館が置けないような、たとえば埼玉県にかかわる資料を配架し閲覧できる図書館が県内数か所にあることが理想的だと思います。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、新県立図書館の設置場所については、県立図書館から県内各地域への図書等の効率的な搬送や、県民の県立図書館へのアクセス、土地の確保の観点から、熊谷市を整備予定地としました。</p>	D
99	<p>これは「図書館」なんですか？ 「非来館型サービス」とありますが、何もかもICT、オンライン、AI、バーチャル……。図書館とは社会教育施設です。仮想空間でやり取りするのが図書館、教育でしょうか。</p> <p>このページだけではないですが、カタカナ（横文字）を駆使し、最先端を強調したいのかもしれませんが、そこには人の存在が感じられません。そして、本そのものの存在も感じられません。たしかに電子書籍が普及し、それで本を読む人も増えたかもしれませんが、けれども、紙の本の魅力を図書館が捨ててしまってもいいのでしょうか。</p>	<p>・北部地域振興交流拠点A棟では、オンラインに加え、対面での講座やレファレンス対応などを実施します。また、産業振興機能施設等と連携して、関連する図書の展示等の実施を検討しております。御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
100	<p>現在の久喜と熊谷の図書館が老朽化していることも、資料数が増えていることも事実でしょうし、新しくする必要もあるのかもしれませんが。</p> <p>しかし、新図書館には現在の久喜図書館がやっている図書館としての役割、図書館の魅力を継承しようとしているとは到底思えません。</p> <p>子どもの読書推進や障がい者対応、バリアフリーの記述はあります。しかし、今、久喜図書館が行っているような、障がい者支援、とりわけ視覚障害のある方も本を楽しめるようにとの熱意は全く感じられません。子どもに対しても同様です。司書やボランティアの方々の「本を愛すればこそ」の取組、バリアを少しでも取り除き、誰もが読書を楽しめるように、そんな図書館は「非来館型」では実現できないのではないのでしょうか。</p> <p>そして、バリアのない人々も含めたすべての人に、読書の楽しさを知ってもらおう、読書を楽しんでもらおう、学びを深めてもらおうという姿勢は感じられません。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。また、障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
101	<p>読書の楽しさ・魅力は「本」そのものの魅力でもあります。</p> <p>図書館にずらりと並んだ本を眺めていく、新たな出会いを求めてながめてもいいし、目当ての本を探しているときでもいいし、ふと目に留まった知らない本のタイトルに惹かれる、あるいは聞いたことのある本のタイトルが目に入る。手に取って開いてみる、ぼらぼらとめくってみる。あるいは最初の数ページを読んでみる、そこから新たな本、新たな作者、新たな分野への興味・関心が広がり、知識が広がっていく、それこそが本の魅力です。「そこにある」というのが大事なのです。オンラインでは、そうした新たな出会いを見つけることは困難になると思います。読書記録から関連図書のおすすめを紹介する、あるいは司書おすすめの本の紹介などはされるということですが、本との出会いというのはそれだけではないのです。</p> <p>また、乳幼児の「最初の1冊」が大事という視点もかけています。私が住む市町村は貸し出し冊数断トツの県内トップを更新し続けています。地元の図書館が力を入れているのは子どもへ読み聞かせもそうですが、乳幼児が最初に本と出会う機会というのを大事にしているのです。これは常に本がある、手に取って読む、見ることができなければ実現できないことです。子どもが本好きになるかどうかというのは最初にかかっています。魅力的な絵本に出会うことで、本好き、読書好きな子どもに育っていきます。その機会をつくることもまた、図書館の役割の筈です。</p> <p>ネットの活用により、県内どこにいても本を借りられるようにするのは全く異存はないし、進めていっていただきたいと思います。しかし、「非来館型」を目指すというのは全く違うと思うのです。</p> <p>子どもへのアンケート結果では、ネットやスマホを使った利用についての回答が多かったようですが、そもそも選択肢に、本を手にとって選び読めるというものがないですね。今の子どもたちはネットもスマホも上手に使いこなすでしょう。であればなおさら、紙の本と接する機会を子どもたちに作ってあげてほしいです。それは市町村図書館の役割とお考えかもしれませんが、県立図書館でもまた率先して取り組んでほしいし、現に今、久喜図書館がそれをやっているではありませんか。</p> <p>長々と書きましたが、子どものときから本を愛し、学校図書館、市立図書館だけでは飽き足らず、電車に乗って県立川越図書館に通っていた小学生であった私の願いです。廃止した川越と浦和の図書館を復活させてほしいです。</p> <p>県庁所在地に図書館がない（文書館に分室が一応ありますが）なんてことでいいのでしょうか？</p> <p>同じように考える本の虫は多いはずですが、ご考慮いただければ幸いです。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。また、児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前講座などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	D
102	<p>率直に申し上げますと、今回の計画案を拝見し、埼玉県立図書館の未来について、かなり危機感を感じております。</p> <p>目指す図書館像2の「来館しなくても県民誰もがサービスを受用できる図書館」という視点は、これからの時代のニーズに沿う、素晴らしい目標であると思いますが、そのみに特化し、建物すなわち場所・空間としての図書館を著しく失うということは、県民にとって、大きな損失になると考えます。「重点機能」の「機能③ 県内図書館サービスの補完・つなぎ・支援機能」と「機能④ 交流・価値創造機能」は、デジタル（バーチャル）空間だけでなく、場所・空間としての図書館があってこそ、はじめて機能するものです。場がなくなれば、職員数も必然的に少なくなり、全体的な事業の縮小にもつながります。事業が縮小してしまつと、県民へ良質なサービスを提供することがかなり困難になることが予想されます。それは、首都圏に属している自治体として、恥ずべき事態であると考えます。</p> <p>図書館法（昭和25年法律第118号）第1条にある「県民の教育と文化の発展に寄与する」ためにも、どうか今一度、図書館機能に特化した施設すなわち新県立図書館となる建造物を新設することをご検討ください。</p>	<p>・新県立図書館は、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとすることを基本としています。御意見については承りました。</p>	D
103	<p>県立図書館を取り巻く環境として埼玉県内の在留外国人が過去最高になっていることが記載されているが、そのことに対する具体的な施策やサービスについての記述がない。外国人との共生社会を目指すためにも対応策を入れてほしい。</p>	<p>・多様な県民が利用しやすい図書館サービスの提供に向けて検討してまいります。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
104	P15の5行目に「合理的配慮」「読書バリアフリー法」について触れ、P22でも「障害がある方等への読書支援を実施」とあるがも多様な県民が利用しやすい環境づくりを基本的な考え方とすると書かれているが、具体例な取り組みとしてはP26に「バリアフリー資料室」についての記述しか見当たらない。様々な困難を持つ障害者の要望を調査し、対応策を取り入れてほしい	・障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。	C
105	レファレンスの受付から回答までをオンラインで実施するとあるが、アナログな方法による対応も残してほしい。個人で端末を所有するかどうかは個々の判断であり、経済的な理由で所有できない場合も考えられる。	・レファレンスサービスはオンラインで実施するほか、北部地域振興交流拠点A棟においてレファレンスサービスを専用カウンターで実施します。	B
106	5行目に「障害がある方等への読書支援を実施」とあるが、具体的な取り組みについて記述がない。障害がある人（本人や家族、支援者）の要望を調査し、取り入れてほしい。	・障害者サービスについては、録音資料等のバリアフリー資料の製作、貸出しなど現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、障害者支援に引き続き取り組んでまいります。	C
107	レファレンスを受け付ける、とあるが、オンラインで相談できない人や窓口に来館が困難な人もいると思われるので、アナログな方法での受付も残してほしい。また、ICTに不慣れな方へのサポートを行うとあるが、不慣れだけでなく、所持しない場合もあるし、窓口に来られない人もいると思われるので、アナログな手段も残してほしい。	・レファレンスサービスはオンラインで実施するほか、北部地域振興交流拠点A棟においてレファレンスサービスを専用カウンターで実施します。	B
108	資料搬送について、増便の検討が記されており、その下に学校における読書支援についての記述がある。両方に関連して、直接学校に資料を搬送してもらえるよう搬送ルートに県立学校を入れてほしい。また、市町村立図書館の資料も県立図書館の協力貸出で借りられるようにしてほしい。	・県内の各学校への直接搬送については、ルートの設定が複雑になりすぎることや搬送車を出す回数が非常に多くなることから、直接搬送するのは困難と考えております。	D
109	書庫棟については、書庫としての機能だけでなく北部地域振興交流拠点A棟で行う以外の専門的な業務や職員の執務室を備えているに足らずに面積が足りないのではないかとと思われる。埼玉県立図書館の中心的存在として相応しいサイズと景観の施設を創設してほしい。	・書庫棟の収蔵量については、今後、電子書籍の導入やデジタル化が進むことなども踏まえ、増加する資料数を見込んでスペースを確保したところです。御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。	C
110	・A棟閲覧室の開架書架は説明を読む限り、地域資料とレファレンス図書が殆どと読み取れるが、新聞・雑誌の最新号などの閲覧はどうするのか。	・御意見については承りました。	E
111	これまで県立図書館が行ってきた「児童サービス」「子ども読書支援センター」「視聴覚資料サービス」について一切記述が無いが、新図書館では全て捨て去ると考えて良いのか。	・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。	D
112	同じ熊谷市内の北部地域振興交流拠点B棟に入る熊谷点字図書館との役割分担はどうするのか。	・熊谷点字図書館との連携については、福祉部と検討してまいります。	E

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
113	<p>産業振興施設等とも連携した取組の実施は謳われているが、これまで積み上げてきた「ビジネス支援サービス」や「健康・医療情報サービス」のノウハウや実績を生かしたコーナーを設置し、それを売りにすることを考えたならば如何か。産業振興機能だけでなく、高等看護学院図書室や教師・学生、県立病院サテライトの来院者・医療職にも役に立つはず。</p> <p>また、本来的には熊谷市が考えるべきことだが、A棟11階に予定されている市議会の図書室との連携も視野に入れるべきではないだろうか。</p>	<p>・新県立図書館では、産業振興機能施設等と連携して、関連する図書の展示や講演会等の実施を検討しております。御意見については、今後の運用を検討する段階で、参考とさせていただきます。</p>	C
114	<p>書庫棟の200万冊程度収蔵で良しとされた根拠は。</p> <p>既に県立図書館2館及び外部書庫で160万冊の蔵書数があり、この他に新聞・雑誌の保存もあり、毎年の増加数も15,000冊ほど。この他に県内「最後の1冊」や市町村立図書館からの雑誌の移管保存を考えると少々心許ない。</p>	<p>・書庫棟の収蔵量については、今後、電子書籍の導入やデジタル化が進むことなども踏まえ、増加する資料数を見込んでスペースを確保したところです。</p>	D
115	<p>「埼玉県子供読書活動推進計画」とありますが、この計画案では子ども読書に関する記述が極めて限定的です。現在、県立久喜図書館が担当している「子ども読書支援センター」に関する項目が必要と考えます。さらに「子ども読書支援センター」の役割を継続、充実させていくためにも、現在の県立久喜図書館の老朽化箇所を改修し、子どもの本を集約し、県立レベルでは全国的にも数少ない「埼玉県立こども図書館」として機能させるべきと考えます。</p> <p>新図書館計画にあるデジタル化推進も重要ですが、非来館型ではなく、また市町村立図書館に委ねるだけではなく、これまで県立図書館が築いてきた子ども読書支援のノウハウを生かし、子どもが直接本を手にとることができる図書館を残すことで、埼玉県全体の「子ども読書活動推進」につながることを希望します。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
116	<p>非来館型になった場合、児童サービスはどうなりますか。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、引き続き取り組んでまいります。</p>	E
117	<p>「来館しなくても」とありますが、それもサービスとして必要と思います。</p> <p>また、そこかしこに「デジタル」という言葉が出てきます。</p> <p>しかしながら本を好きな人は基本アナログなんです。</p> <p>紙で読みたい。実際手に取って見たい。</p> <p>多くの市町村図書館が民間委託となり、レファレンス機能の低下が問題になっています。</p> <p>埼玉県立図書館のレファレンスの充実度は定評があります。それはオンラインで代われるものではないと思います。</p> <p>ゆえに、これからも熊谷、久喜は維持していただきたいと思います。</p>	<p>・現在の県立図書館は施設の老朽化や効率的な資料提供のほか、県全体へのサービス提供という点において課題があるため、既存の施設を集約するものです。</p>	D
118	<p>私は、そちらの埼玉県立図書館基本計画（案）集約化・縮小方針を行うことを強く反対します。</p> <p>理由</p> <p>私は、小学生の頃学習障害と診断を受けました。それから母とこの障害について、県立図書館の障害者サービスを使わせてもらった際、マルチメディア教材や読み上げ機能などを教えてもらったことにより、私の世界が広がりました。診断を受ける前までは、本というものに、苦手意識があり読めるものが低学年向けの絵本くらいでした。しかしながら、周りの子は、小説やとても長い文章の本などを読んである子がいる中でそのようなものは、私は読んでいませんでした。</p> <p>興味はありましたが、やはり小説のようなものは、自然と避けていました。ですが、この障害者サービスで、読み上げ機能を使うことによって、普通の人と同じように小説や長い本でも気楽に読めるようになりました。そして、中学生になった去年からテストの際読み上げ対応してもらい、テストを受けさせてもらえるようになり、受けやすくなりました。私のように、学習障害の人は、クラスに3人から4人いると言われていています。なので、この人たちにも、このような教えてもらえる場がなくなってしまうと、困る人たちがたくさんいるので、むしろこのような場所は、増やした方がいいと私は考えます。</p>	<p>・新県立図書館は、基本構想を踏まえ、デジタル技術を最大限に活用した非来館型サービスが中心となり、来館が必要となる利用は限定的になるものと想定していることから、県民が直接利用するスペースはコンパクトなものとするを基本としています。御意見については承りました。</p>	D

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
119	<p>【本書でご提案の内容】</p> <p>1. 県市町村など公的機関官庁の書籍は今後すべてデジタル化して検索（今後のAI検索）にも対応できるよう著作権をクリアーすること。第一ステップは新刊、今後の発刊書籍・資料と著作権クリアーの著者没後70年以前の対応から始める。第二ステップは著者・作者が現存している書籍に対応。第三ステップは著者・廃刊になった故人の相続人への対応。第四ステップは相続人不明・と著作権クリアーの発刊から70年前以前の対応。</p> <p>2. その閲覧は、少なくとも都道府県単位で行える。当然国会図書館もリンクされるが同館との資料区分があると地元検索が便利。同館や他府県とのダブリ作業を区分する。特に人物が全国や他府県にまたがって資料が現存する場合は、都道府県ネットを利用して協業する。</p> <p>3. ローカルの著者、書籍を図書館が著作権をクリアーにしてデジタル化できること。第一ステップで新刊著書は地元県立図書館へ搬入してデジタル化の著作権をクリアーする。</p> <p>4. 民間と行政の区分は著者・発行者の判断による。行政は著者の著作権は侵害できず、独占できないが民間でも著作権クリアーすれば、両者が利用できるが、それも利用者にとっては必要となる。民間は利用の利便性を提供しないと利用・登録者を獲得できない。唯一民間が倒産してすべて利用できなくなるリスクがあり、永遠ではない。</p> <p>5. ローカル地域ごとに限定した書籍・郷土史・資料閲覧ができる。市町村行政下でグループ・市民活動している団体が作成・提供している案内までの著作権とデータ化を保存して利用できるようにしたい。中には貴重な画像、情報が埋もれている。行政自治体へ参加し、活動しているグループへはデジタルデータでの提出を義務化してそのデータを部グループごとで閲覧可能なアーカイブは、下流行政図書館が行う。博物館や市町村の広報資料も一定期間（データ容量を理由に破棄され、HPで閲覧ができない。実際に各館や団体は公共施設への配布を行いPRしている）</p> <p>6. 博物館・美術館・資料館・記念館などデジタル化の設備、人的、予算的に実現できない行政について縦割りでなくデジタル横断可能な体制にする。図書館の書籍管理ではA3までのサイズと地図などA0、B0規格なのか？美術館ではカメラ画像で無限サイズのデジタル化が可能になる。デジタル化の資料・テキスト管理は各館で対応可能だがデジタル化やアーカイブ化の整備はネットワーク化が必須で市町村では対応できない資料をデータ化とアーカイブ化を県立図書館が行い実際の史料や原書の保管はこれまで通りとする。</p> <p>【郷土史研究の視点から】</p> <p>経験からご提案します。これまでの人生経験として「歴史・郷土史は一生、未来永劫分らないことがあり、保存と研究は終わらない」。そのための図書館が必要と云うことです。</p> <p>【結論】先に説明するとできるだけ広い範囲で実施したいが限定・試用的に歴史・郷土史・教育・社会教育に限定してその後、他の分野へ普及させる</p> <p>1. 郷土史DXの推進に都道府県立図書館が全国ネットを組んで国立国会図書館との差別化を作ることです。すべて国立では広く膨大過ぎる。</p> <p>2. 著者が県立図書館データ化担当部署へ著書を納入・増訂・持込みにより著作権クリアーをしてデータ化に応じることです。ただ、著作権法上、著者の権利は奪えませんので生前は認め、またはデータ化もすべて寄贈共用できることなど資格、条件設定が必要です。古文書や原本史料で寄贈できなくても歴史・郷土史・教育上貴重な史料もデータ化可能です。そのデータ化・年度順に区分、検索閲覧利用が可能になる。</p>	<p>・資料のデジタル化を進めるため、県立図書館の役割を踏まえた上で、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	C

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
	<p>3. 本来は国会予算で全国が対応すべきですが、全官庁行政作成資料書籍は発行と同時に著作権と利用条件を明確にした立法か、規定を統一する。</p> <p>膨大で分厚い埋蔵文化財調査報告書をいくら、どの館で所蔵されてもその場だけ閲覧、コピーだけで研究に不便。市町村が過去全報告書をCD配布すれば、その利用ができるのは当該貴館しかない。国立でどんなにデータ化や検索できても地元郷土、該当市町村だけの郷土史では不便。</p> <p>4. 文化庁が博物館DXを推進しているが郷土史DXは、ローカルの郷土史DXとは別方向。これまで研究者しか費用と職員（税金を使って）、時間をかけたことをより図書館レベル・生涯学習的にローカルの個人やグループの掘下げ、研究と現在生活に活用できる体制、資料（書籍創造物）です。</p> <p>一例：市町村が産業観光案内で作成印刷配布した資料も年度・地域ごとに分類してデータ化して利用できないか。HPがカバーしているというのは今だけの世界で10年もするとサイト・HPの移動など歴史的变化では利用できない。</p> <p>二例：「当市郷土史かるた」があるが小学校向けであり、乳幼児からでも遊び楽しみながら学ぶ・学んでもらう郷土史かるたがあっても良いと考え、創作すべきだが、自費個人で不統一ではなく全国的にあっても良い。学生・外国人・高齢者向け用途別かるた、いずれ企業が、スマホゲーム化されることもあるかもしれないが、行政ができることがあるのではないか。</p> <p>三例：志木市は青森三内丸山遺跡以上に縄文弥生、中世略、現代人も住居跡の上に住んで生活している武蔵野台地の縁で安住している。なぜここで住むことができるのか。これまでの発掘資料を年代別地図上で個人研究として配置したいが報告書と歴史書の抜粋ページ現代技術で重ねると見える（創造）できることがあるのではないか。</p> <p>さらに調査依頼した画像やその解析データなどすべて書籍にできない膨大なデータがあるのではないか。Pdfだけでなく制作過程で税出費された費用でデータも入手できる窓口があっても良いのではないか。</p> <p>著書で掲載された文章・画像・絵図・絵画・地図などを一部利用したい場合、どう著者に還元するか。その換言を放棄・譲渡してもらうか。</p> <p>〔具体的内容〕</p> <p>国会図書館できていないことは何でしょうか？雑誌のデジタル化は、ほぼ皆無に近く館内閲覧のデータ化もされず、図書館窓口で貸出し、館内閲覧のみです。</p> <p>国会図書館のデジタル化は進歩して多くの書籍が全頁閲覧、書籍によりダウンロード（以下DL）可能ですが、黄色のマークやpdf内、ワード検索ができません。これは全国図書検索でも共通しますが、ワード検索で膨大な資料が検索され、書籍・文献リテラシーの高い研究者向けであり、図書館で書籍を借りる対象者人口を区分するとピラミッドの頂点向けで底辺の日常的に図書館利用者にはデジタル化は、高いハードルです。</p> <p>そしてもう一つ実現できていないことが、スキャンデータのテキスト・画像・図形などの区別とテキスト解読エラー（原点はリコーが開発普及させたOCR読取り）が改善できず国会図書館で明治期資料などに官報など検索エラーが出ています。つまり人が目視解読できているのにデータ変換がAI変換していないため、解読できていません。</p> <p>一例では行違いで検索される。複数段落で上限段落が離れていてもエラーが出てヒット件数にカウント・表示しています。アプリ・技術手法として直接テキスト変換を有効にするには、文字変換精度を向上させると直接Wordや書籍編集から直接pdf変換に近く変換を先行すれば、変換精度が向上するとも言えます。用紙サイズに対して縦書き、横書き、上下左右のスペースを行間数、文字サイズ、文字数、段落揃えを優先し、最適フォントの近似値を再現。タイトルやルビ、引用など文字サイズを先に読取り、それに読取り文字や画像、絵図など配置も揃え、1書籍に対する画像数、絵図数もカウントできるデータを持つデジタル化です。</p> <p>新しい仕組み取り組みで底辺の作業まで行政が取り組むと人・金・物がないという意見が常時発生します。これには、高齢者が多く存在する現在では興味がある方、ボランティアと予算については、企業ではなく個人の寄付（クラウドファンディングだけではなく）を募る方法があります。</p> <p>しかし、ここにも日本で個人の高額寄付ができない仕組みが、税制上、法律上存在しています。例として地元図書館へいくら寄付をすれば、図書館で国会図書館の管内閲覧と同等に可能なのか。地域図書館がすでに普及ランクに区分されていて一地域図書館では実現できません。市民が高額寄付しても希望するその用途については利用できないハードル、高額一時収入の全額を寄付するなど250万円をいくら超えても税制優遇がない。高額寄付の条件を厳密にして宗教教団・法人も寄付先を監視強化するなど、不正利用防止の監視が必要です。</p> <p>以上</p>		

番号	御意見の内容	県の考え方	反映状況
120	<p>新埼玉県立図書館では館内での直接サービスが大きく削減されるようですが、特に児童図書サービスにつきましては直接サービスの場を県立図書館内に設けていただきたいと思います。</p> <p>子どもの場合、周りの大人の働きかけがその子の読書生活に与える影響が大きいと思います。新埼玉県立図書館基本計画（案）でも、18ページに「学校における読書・学習活動の充実に向けた支援」が掲げられています。私も埼玉県立図書館の支援をとても頼りにしており、ありがたく思っています。</p> <p>そのような指導的立場にいらっしゃる埼玉県立図書館の児童図書担当の司書の方には、ぜひ直接サービスで子どもとのやり取りや児童図書支援にかかわる大人との交流を日常的に体験していただき、現場感覚を持ちながら学校司書などの支援にあたっていただきたいと思います。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
121	<p>今回の基本計画案を拝見し、失望を感じました。</p> <p>未来を見据えた図書館ということで、大胆さは感じますが、県民が望んでいた図書館とは、大きく違っているような気がします。</p> <p>図書のデジタル化やデジタル資料の活用は、まだ道半ばで、早急すぎるような気がします。一般に受け入れられるには、時間が必要だと思います。</p> <p>「来館しなくても県民誰もがサービスを受用できる図書館」とありますが、そのサービスは限定的で、幅の狭いような気がします。来館しなくてもサービスが受けられるかもしれませんが、来館すればより満足のいくサービスが受けられる図書館であって欲しいと思います。</p> <p>専門的な図書の蔵書に力をいれるということですが、書庫に入っている、利用は難しく、レファレンス担当の職員が、必要な資料をどこまで提案出来るかも疑問です。</p> <p>特に気がかりなのは、児童サービスです。計画案では、分からなかったのですが、児童室がなくなるように聞いています。東京都立図書館のように、一般の貸出はしなくとも、自由に本が見られるようにして欲しいと思います。</p> <p>感じたことの一部ですが、意見を述べさせていただきました。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
122	<p>非来館向けサービスを充実させることも大切ですが、県も市町村の対面サービスは大切にしていきたいと思います。</p> <p>また、市町村のサービスに大きな差があります。市町村の年収や自治体のサービスに差があるので、県のサポートが必要です。県も市町村のサポートできるように、日頃からのサービスの実践の場は必要だと思います。</p>	<p>・北部地域振興交流拠点A棟の窓口でレファレンスサービス等の対面サービスを実施します。また、県立図書館には、県全域の図書館サービスの向上に寄与する役割があるため、引き続き市町村立図書館の職員等への研修等を通して、市町村立図書館の支援してまいります。</p>	B
123	<p>本案には、児童サービスについては、学校図書館の他に記載が少ないように思われます。子どもの読書活動をサポートすることは、長い将来にわたり未来の読者を育てるためにとても重要です。市町村の児童サービスに偏りがあれば、県全体として底上げが必須となります。市町村職員も司書資格があっても、異動も多く、長く図書館で経験を積むことのできる職員は、県の図書館司書のように多くはありません。日本の様々な技術を伝えることが困難になっているのと同じように、児童サービスの専門性を持つ職員を埼玉県として育てていただきたいと思います。</p> <p>また、ボランティアとして多くのサポートを受けることができました。県内でのネットワークもでき、これから埼玉県で生きていきたいと思います。これも学びの場があつてこそです。デジタルだけでは得られない、対面の学びの場も大切にしていきたいと思います。</p>	<p>・児童サービスについては、現在実施している取組のノウハウを生かしながら、県立図書館の役割も踏まえた上で、A棟での子ども読書に関する講座や講演会、企画展等の実施、市町村立図書館等への出前授業などの取組を通じて子どもの読書活動を推進します。</p>	C
124	<p>地元図書館との連携（ソフトウェア）面にも気を配ってほしい。</p> <p>1～2年前だが、県立図書館のWEBで在庫あること（貸出されていないこと）を確認した上で、地元の市立図書館に、相互貸借の依頼をしたが、来るのに2週間近くもかかった。片道1時間かけても直接行って借りてくるべきだったと後悔した。もっとスムーズに連携できるよう、お願いしたい。</p>	<p>・新県立図書館では、貸出し可能な資料を1か所に集約することで、搬送を効率化し、県立図書館の資料をより迅速に最寄りの市町村立図書館等で受け取れる環境を整備してまいります。</p>	B